

鳥栖市高齢者福祉計画

[第9期（令和3年度～5年度）]

鳥栖市

目 次

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の背景と趣旨 2
- 2. 計画の位置づけと役割 3
- 3. 計画の策定体制 6
- 4. 計画の期間 8

第2章 高齢者の現状と将来推計

- 1. 総人口・高齢者人口の現状と将来推計 10
- 2. 要支援・要介護認定者数の現状と将来推計 16
- 3. 高齢者の実態と課題 18

第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1. 計画の基本理念 44
- 2. 計画策定の視点 45
- 3. 基本目標 46

第4章 施策の展開

- 基本目標1 ～ 介護予防 ～ 地域参加と健康づくりの推進 55
 - 視点1 社会参加への支援 55
 - 視点2 介護予防の推進 62
- 基本目標2 ～ 生活支援・住まい ～
 - 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進 73
 - 視点3 地域の支え合い 73
 - 視点4 安心して暮らすためのしくみの構築 77
- 基本目標3 ～ 医療・介護 ～
 - 多職種連携による地域包括ケアシステムの充実 84
 - 視点5 認知症高齢者支援の推進 84
 - 視点6 専門職種との連携強化 87

第5章 計画の推進体制

- 1. 計画の推進体制及び各種関係機関との連携 95
- 資料編

第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

【背景】

わが国は総人口が減少し続ける一方、高齢者人口は増加しています。「令和2年版高齢社会白書」によると、令和元（2019）年10月1日時点の日本の総人口は1億2,617万人であり、そのうち65歳以上の高齢者は3,589万人、高齢化率は28.4%であるとされています。

平成12（2000）年4月に介護保険制度が始まってから20年が経過し、介護サービス利用者は年々増加しています。高齢化率については、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年には30.0%、さらに「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年には35.3%と見込まれており、こうした急速な高齢化により、高齢者の地域生活に大きな変化が予想されるとともに、介護保険制度の運営にも大きな影響を及ぼすものと予想されます。

このようななか、国においては第6期介護保険事業計画から要介護状態が重度化しても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が位置づけられました。

今後は、地域包括ケアシステムを推進していくため、市町村が保険者機能を強化し、通いの場の拡充等による介護予防の推進や医療・介護の連携等の推進、認知症施策の推進、介護人材の確保、離職防止などの取組を進めていくことが求められています。

本市では、令和元（2019）年10月1日時点の高齢化率は23.3%と高齢化は進行しており、これからさらに高くなることが予想され、健康寿命の延伸ため、認知症対策や身体機能の維持等への対策がこれまで以上に求められています。特に認知症については、本人や家族への負担が大きいことや徘徊など、命に直結するリスクが高いことから地域ぐるみの対策は急務です。また、加齢に伴う筋力や心身の活力の低下を防ぐことも重要です。

さらに、近年、平成28年熊本地震や平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨及び令和元年7月豪雨など、近隣及び本市において甚大な被害をもたらす災害が多発していることから、地域の支え合い体制を構築することの重要性が高まっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は本市の経済状況等にも大きな影響を与えており、高齢者支援サービスや介護保険事業サービスについても、感染症拡大防止の視点を持った事業の工夫や見直しが必要となっています。

【趣旨】

これまで本市では、高齢者施策の方向性を示す計画として、平成30～令和2年度を計画期間とする『鳥栖市高齢者福祉計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきました。

『鳥栖市高齢者福祉計画』は、鳥栖地区広域市町村圏組合による『介護保険事業計画』と一体的に策定されるもので、両計画は3年毎の見直しが定められた法定計画であることから、一般の介護保険制度の改正や本市における高齢者の状況の変化等を踏まえつつ、計画の見直しをする必要があります。

これまでの国・県や本市の状況を踏まえ、本市に暮らす高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりをめざし、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、令和3～5年度を計画期間とする『鳥栖市高齢者福祉計画』を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

「高齢者福祉計画」は全ての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する計画であり、主に介護保険給付対象サービス以外の、高齢者に係るサービスの必要な見込量や整備計画等を示すものです。

鳥栖地区広域市町村圏組合の策定する「介護保険事業計画」は、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの見込量等について定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにし、その推進方策を示す介護保険運営のもととなる事業計画です。

老人福祉法 第20条の8 第1項 第7項	<p>市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。</p> <p>市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村<u>介護保険事業計画と一体的なものとして作成</u>されなければならない。</p>
介護保険法 第117条 第1項 第6項	<p>市町村は、<u>基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画</u>を定めるものとする。</p> <p>市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第28条の8第1項に規定する市町村<u>老人福祉計画と一体のものとして作成</u>されなければならない。</p>

高齢者福祉計画 (老人福祉計画)

高齢者福祉計画とは鳥栖市における高齢者に関する政策全般にかかわる計画であり、介護保険の対象とならない高齢者福祉サービスはもとより、その他の関連施策も計画の対象。

介護保険事業計画

介護保険事業計画とは鳥栖地区広域市町村圏組合が行う介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施に関する計画。

【参考】介護保険制度の見直しの概要

国は、第8期介護保険事業計画の策定に向け、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、次のような考えを示していることから、一体的に作成する本計画においてもその趣旨を反映するよう努めます。

① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（介護保険計画に反映）

② 地域共生社会※1の実現

※1 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会

③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

- 一般介護予防事業の推進（PDCAサイクルに沿った推進・専門職の関与・他事業との連携）

【参考】令和元年5月「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」公布、「国民健康保険法」「介護保険法」等改正

▶高齢者の保健事業と介護予防の一体的に実施する枠組の構築により、75歳以上の高齢者に対しても市が高齢者の特性に応じ保険事業と介護予防を効果的かつ効率的に実施

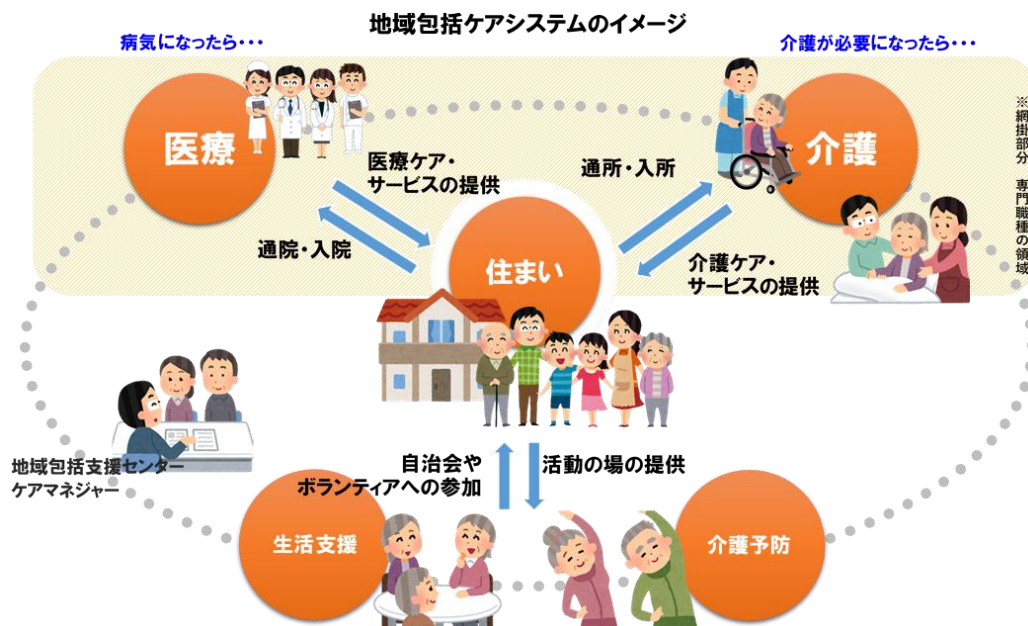
- 保険者機能強化推進交付金を活用した施策の充実・推進
- 在宅医療・介護連携推進事業（看取り・認知症への対応強化等）
- 介護関連データベースの利活用及び環境整備

④ 認知症施策の推進

令和元年6月「認知症施策推進大綱」等を踏まえた認知症施策の推進

⑤ 地域包括ケアシステム※2を支える介護人材確保及び業務効率化の取組強化

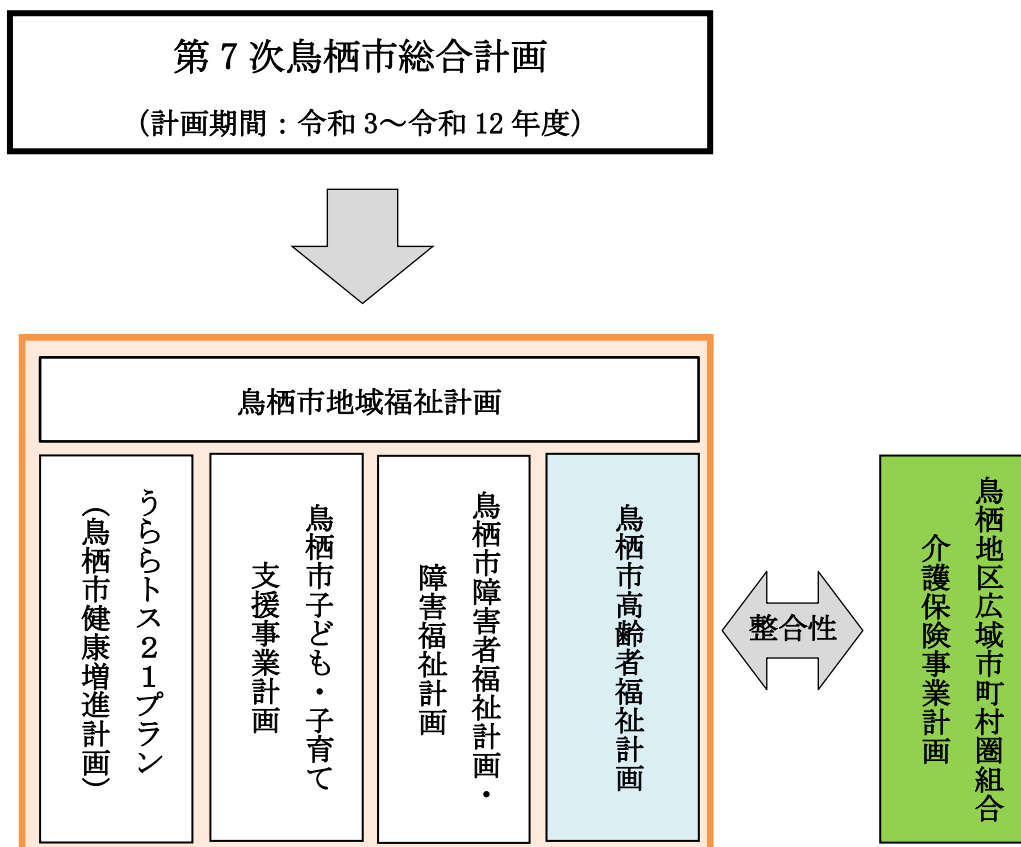
※2 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと



(2) 鳥栖市の計画体系における位置づけ

本計画は、本市における最上位計画である「第7次鳥栖市総合計画」(令和3～12年度)の高齢者福祉に関する個別計画として策定するものです。

また、本計画は、鳥栖地区広域市町村圏組合の策定する「第8期介護保険事業計画」(計画期間：令和3～5年度)との整合性を図り、地域における高齢者福祉事業全般に関する計画として位置づけるほか、本市の他の福祉関連計画や保健・医療、住宅、生涯学習などの関連分野における市の個別計画等と整合性のある計画として策定します。



3. 計画の策定体制

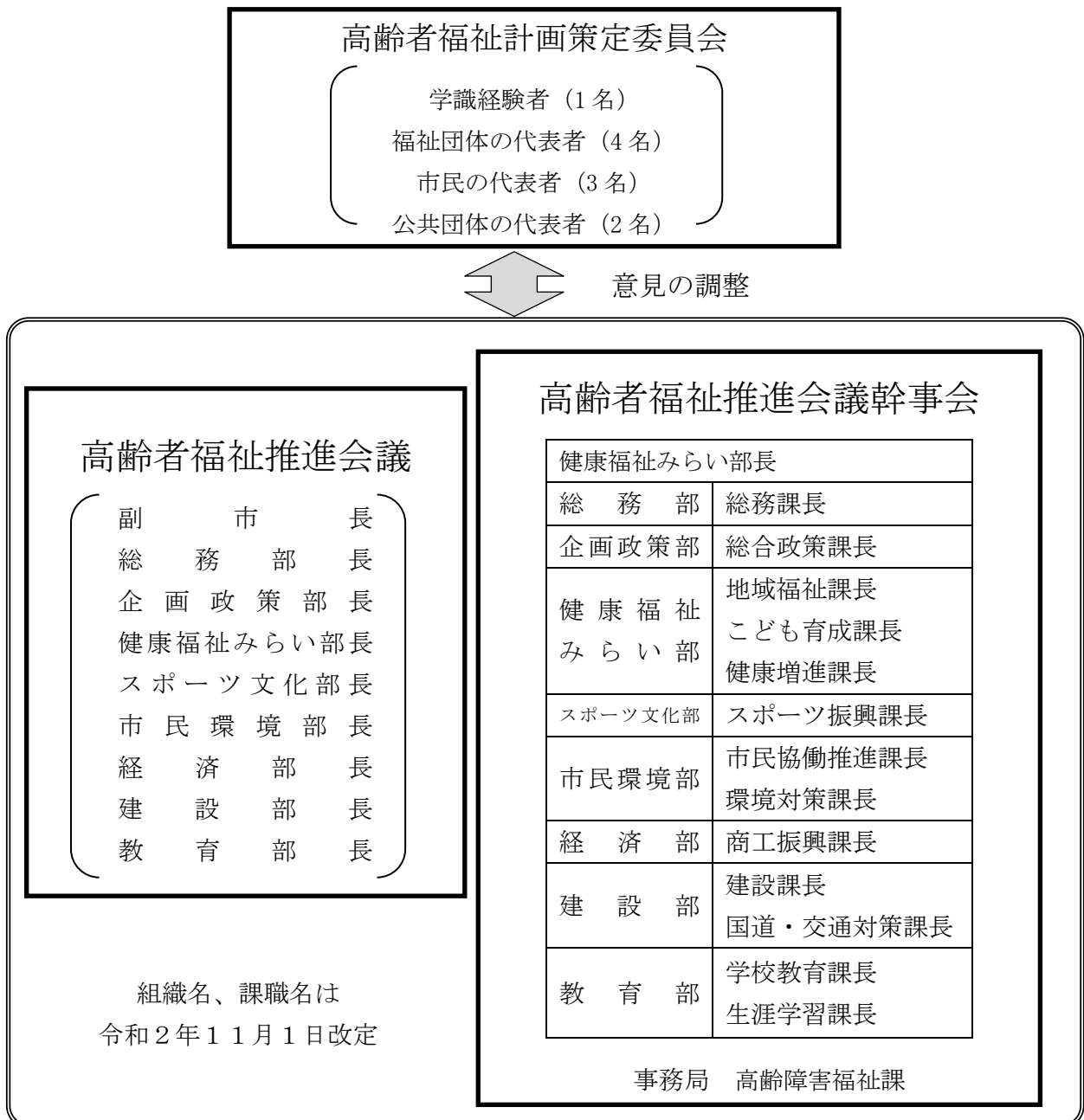
(1) 鳥栖市高齢者福祉推進会議

本計画の策定及び策定後の計画推進のため、副市長及び各部の部長で構成する「鳥栖市高齢者福祉推進会議」並びに関係各課の課長で構成する「鳥栖市高齢者福祉推進会議幹事会」を設置し協議を行い、策定委員会との調整を行います。

(2) 鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会

高齢者福祉施策については、幅広い関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた施策展開が求められています。

本計画は、福祉団体・公共団体・市民の代表者など幅広い分野の関係者を委員とする「鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会」において協議を行い、計画を策定します。



(3) 佐賀県高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）

[調査の目的]

本調査は、鳥栖市における高齢者などの生活実態や健康状態等を把握し、本計画並びに鳥栖地区広域市町村圏組合が策定する「第8期介護保険事業計画」の基礎資料とすることを目的に実施しました。

[調査の種類と配布・回収状況]

調査は、佐賀県下統一の調査票により、令和元年10月末～2月末に実施しました。各調査の概要および配布・回収状況は次のとおりです。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

調査対象	要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者
調査方法	郵送配布－郵送回収
有効回収数	1,530人

【在宅介護実態調査】

調査対象	更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける在宅の要支援・要介護認定者
調査方法	郵送配布－郵送回収
有効回収数	171人

【鳥栖市独自調査】

調査対象	要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者
調査方法	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に同封
有効回収数	1,397人

(4) パブリック・コメントの実施

パブリック・コメント制度とは、市民の皆様の声を市政に生かすため、市の重要な政策などを決定する場合、あらかじめ「案」の段階から公表して市民の皆様の意見をいただき、その意見等を十分に考慮した上で、最終的な意思決定を行う制度です。

これは、多くの方の意見を伺うことで、市が意思決定を行うにあたって、公正性を確保するとともに、説明責任の徹底を図るものです。

4. 計画の期間

介護保険事業計画が3年ごとに見直しを行うことに合わせ、高齢者福祉計画についても介護保険事業計画と一体的なものとして作成しなければならないとされ（P3参照）、今回策定する「鳥栖市高齢者福祉計画」は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年を計画期間とします。

ただし、計画策定にあたっては、団塊の世代が75歳に達する令和7（2025）年および団塊ジュニア世代が65歳以上に達する令和22（2040）年を見据えた中長期的視点から、これを行うこととしています。

元号	平成	令和							
年度	30年 (2018年)	元年 (2019年)	2年 (2020年)	3年 (2021年)	4年 (2022年)	5年 (2023年)	6年 (2024年)	7年 (2025年)	22年 (2040年)
ス ケ ジ ュ ー ル	令和7(2025)年度・令和22(2040)年度 を見据えた中長期視点からの計画								
	第8期高齢者福祉計画								
	(計画見直し)								
	第7期介護保険事業計画								
	介護保険料(3か年間)								
	(計画見直し)								
				第9期高齢者福祉計画					
				(計画見直し)					
				第8期介護保険事業計画					
				介護保険料(3か年間)					
			(計画見直し)						
			介護保険制度改正 ・介護予防・地域づくりの推進 ・地域包括ケアシステムの推進						
			医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の改正 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施						

次期計画については、令和5(2023)年度中に見直しを行い、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度を計画期間とする計画として策定を行うこととなります。

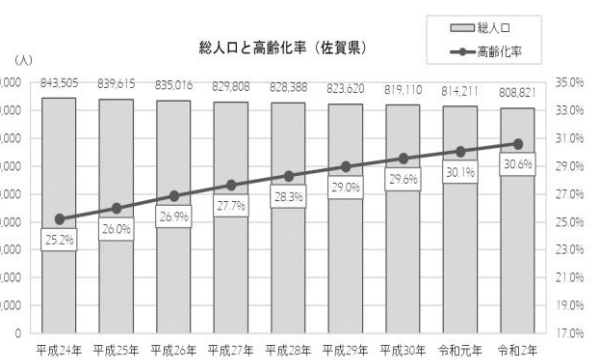
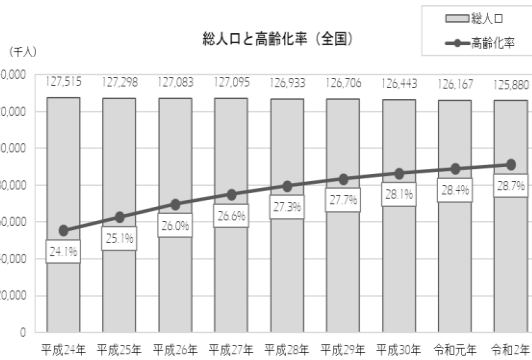
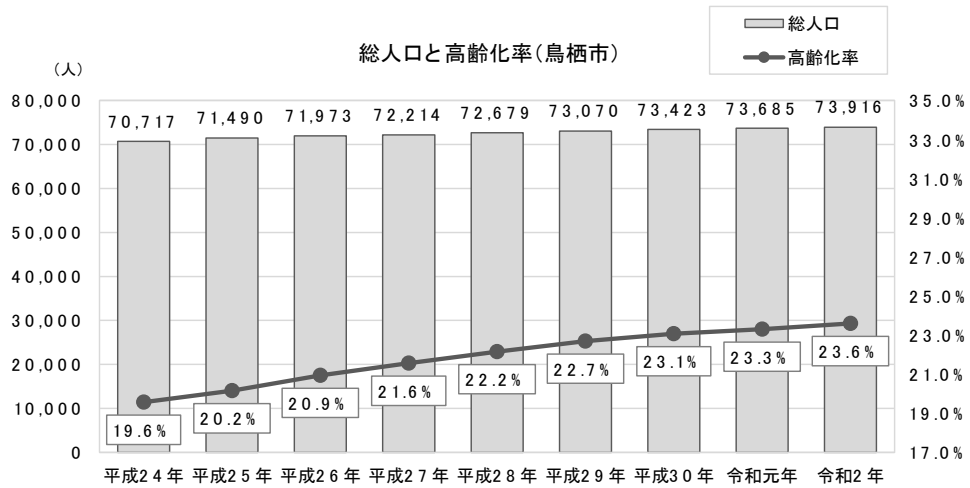
第2章

高齢者の現状と将来推計

1. 総人口・高齢者人口の現状と将来推計

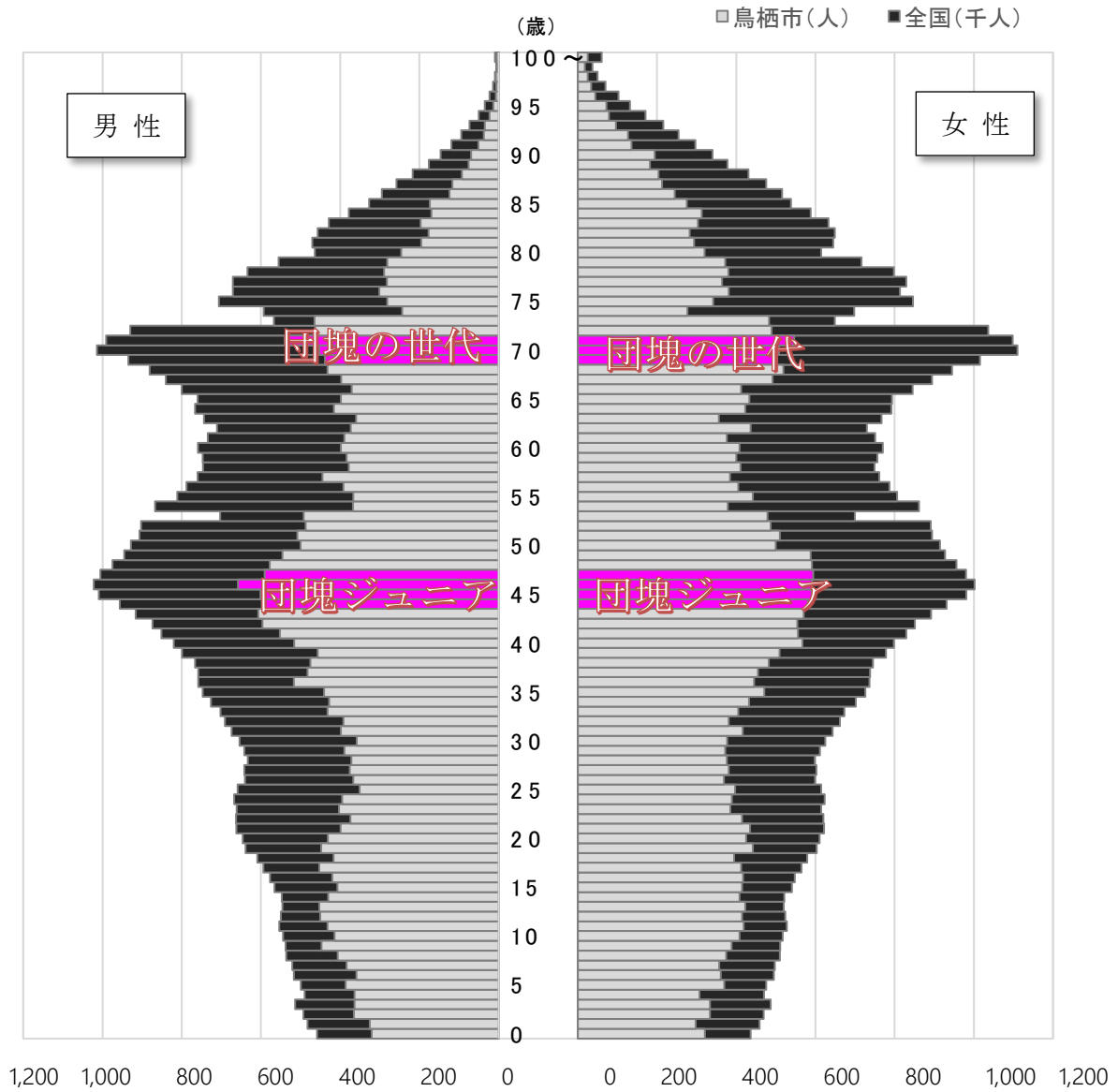
(1) 総人口・高齢者人口の現状

本市の総人口は依然として増加傾向で推移しており、令和2年には73,916人となっています。高齢化率は令和2年には23.6%となっており、全国に比べて約5ポイント、佐賀県全体に比べて約7ポイント低い水準となっています。



	住民基本台帳(各年10月1日時点)									
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
総数	70,717	71,490	71,973	72,214	72,679	73,070	73,423	73,685	73,916	
0~14歳	11,952	12,090	12,126	12,099	11,937	11,856	11,739	11,541	11,417	
15~39歳	22,341	22,203	21,834	21,467	21,315	21,127	21,030	20,918	20,780	
40~64歳	22,588	22,788	22,939	23,075	23,325	23,503	23,711	24,054	24,279	
65歳以上	13,836	14,409	15,074	15,573	16,102	16,584	16,943	17,172	17,440	
65~74歳	6,980	7,392	7,899	8,229	8,446	8,628	8,764	8,737	8,862	
75歳以上	6,856	7,017	7,175	7,344	7,656	7,956	8,179	8,435	8,578	
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
0~14歳	16.9%	16.9%	16.8%	16.8%	16.4%	16.2%	16.0%	15.7%	15.4%	
15~39歳	31.6%	31.1%	30.3%	29.7%	29.3%	28.9%	28.6%	28.4%	28.1%	
40~64歳	31.9%	31.9%	31.9%	32.0%	32.1%	32.2%	32.3%	32.6%	32.8%	
65歳以上	19.6%	20.2%	20.9%	21.6%	22.2%	22.7%	23.1%	23.3%	23.6%	
65~74歳	9.9%	10.3%	11.0%	11.4%	11.6%	11.8%	11.9%	11.9%	12.0%	
75歳以上	9.7%	9.8%	10.0%	10.2%	10.5%	10.9%	11.1%	11.4%	11.6%	

鳥栖市の人口構造

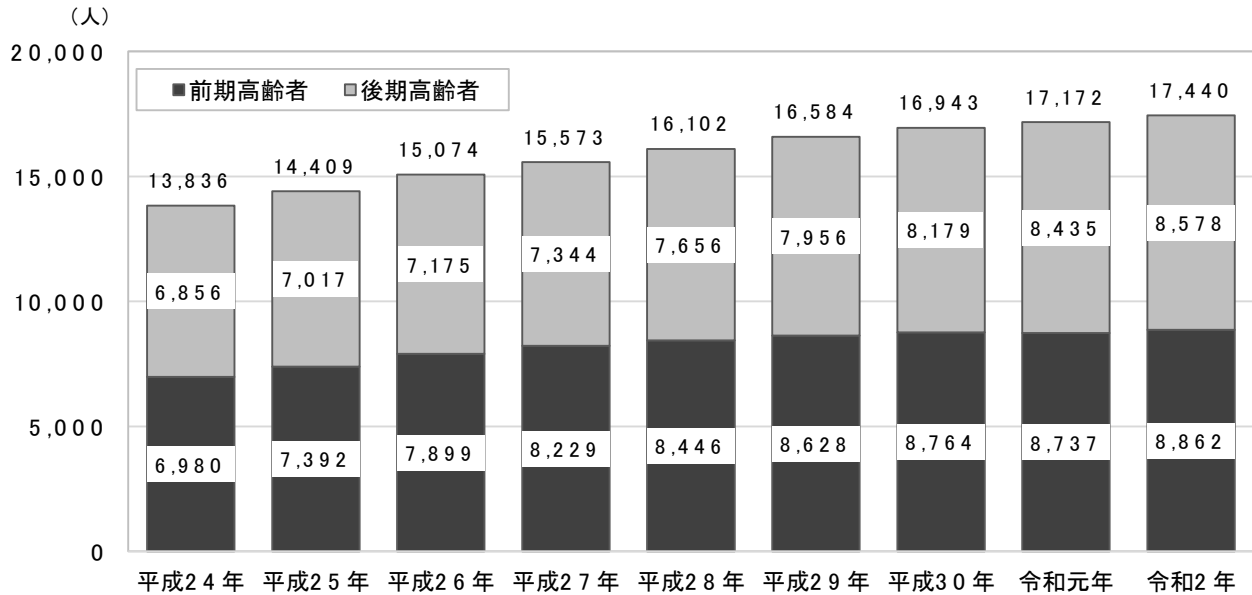


(住民基本台帳 各年 10月1日現在)

高齢者人口については、一貫して増加を続けており、令和2年には17,378人となっています。

前期高齢者（65～74歳）・後期高齢者（75歳以上）別にみても同様であり、平成27年からの5年間で前期高齢者は633人、後期高齢者は1,234人増加しています。

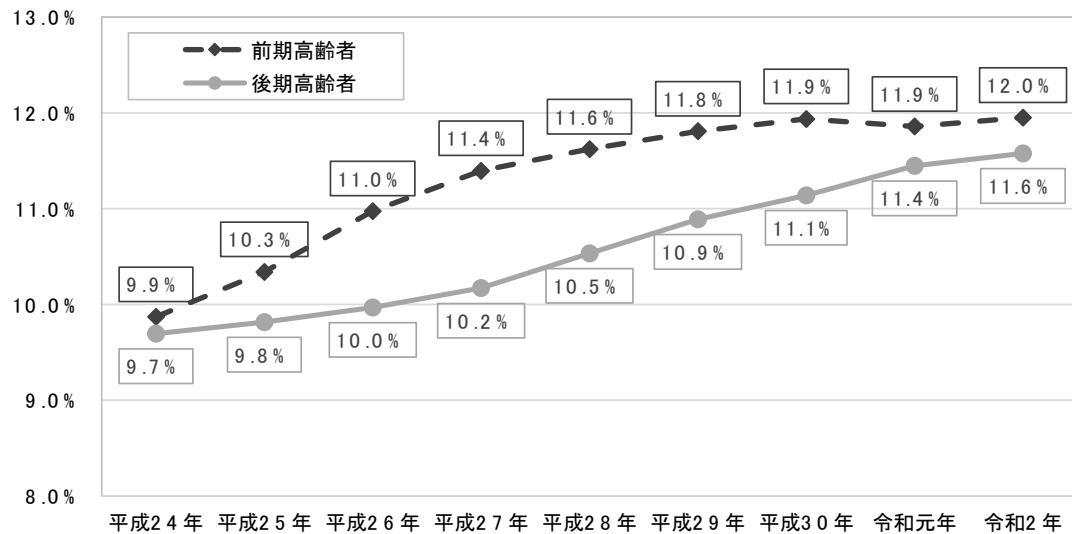
高齢者人口



(住民基本台帳 各年10月1日現在)

前期高齢者、後期高齢者が総人口に占める割合としてみると、前期高齢者率は平成27年以降緩やかに増加しているのに対し、後期高齢者は増加傾向が急になっています。

前期高齢者率と後期高齢者率

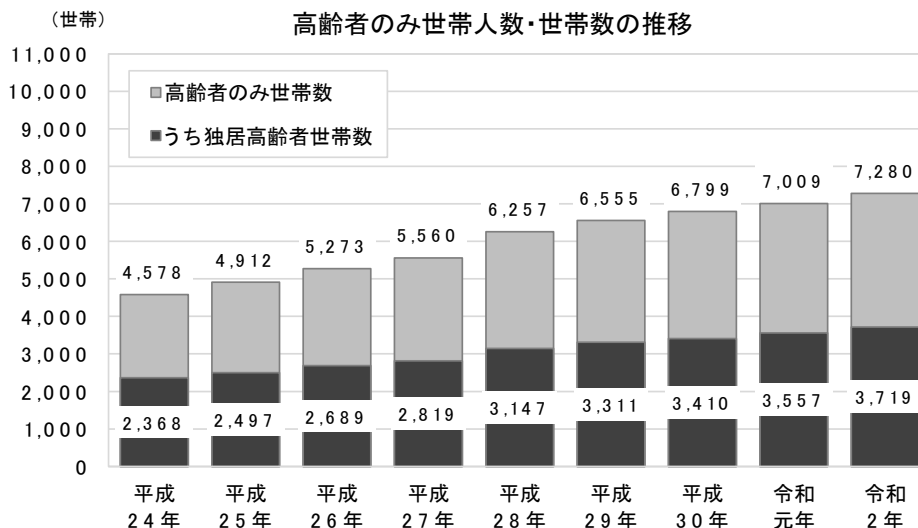


(住民基本台帳 各年10月1日現在)

(2) 高齢者のみ世帯の現状

本市の高齢者のみ世帯数は、年々増加傾向にあり、平成24年度から令和2年までの8年間に2,702世帯増となっています。

また、独居高齢者世帯数も同様に増加傾向にあり、平成24年度から令和2年までの8年間に1,351世帯増となっています。

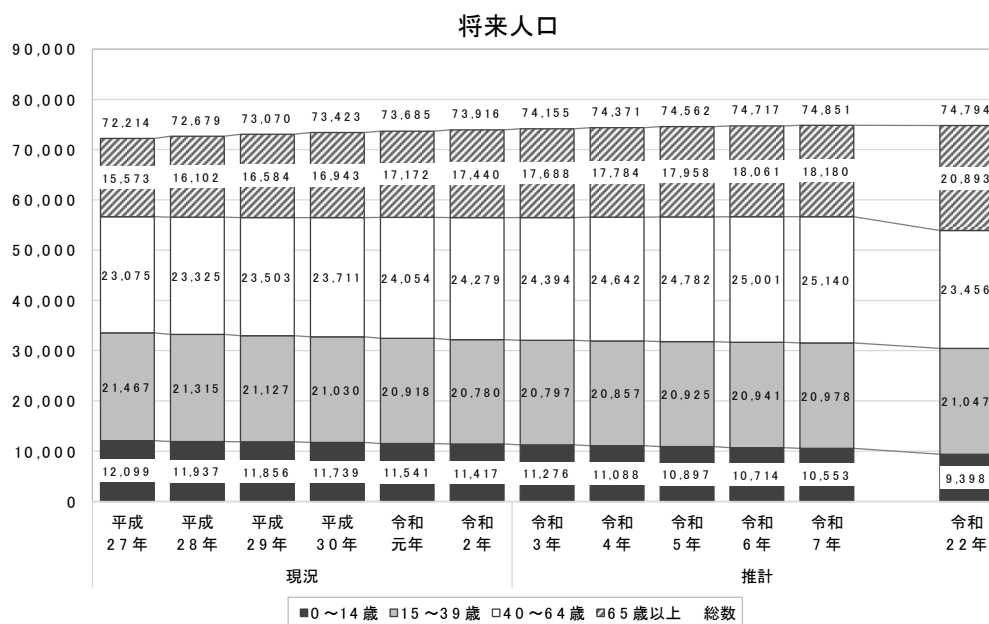


(住民基本台帳 各年3月31日現在 令和2年度は推計値)

(3) 総人口・高齢者人口の将来推計

※将来人口は、性別・1歳別のコーホート変化率法による推計です。

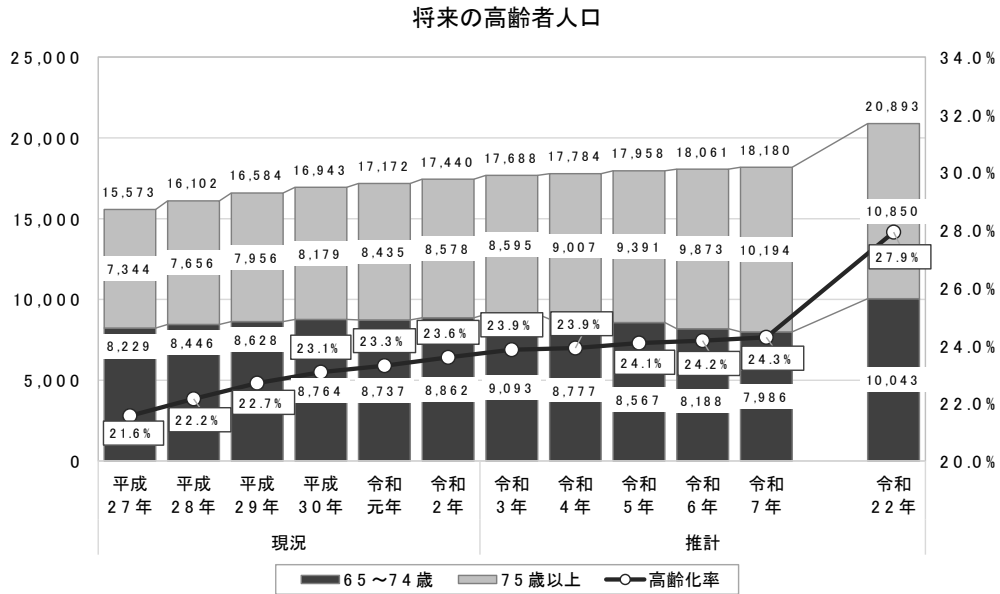
本市の総人口については、今後も緩やかな増加傾向で推移し、令和7年には74,851人に、また、令和22年には74,794人にまで増加するものと見込まれます。



(住民基本台帳 各年10月1日現在 令和3年以降は推計値)

鳥栖市高齢者福祉計画

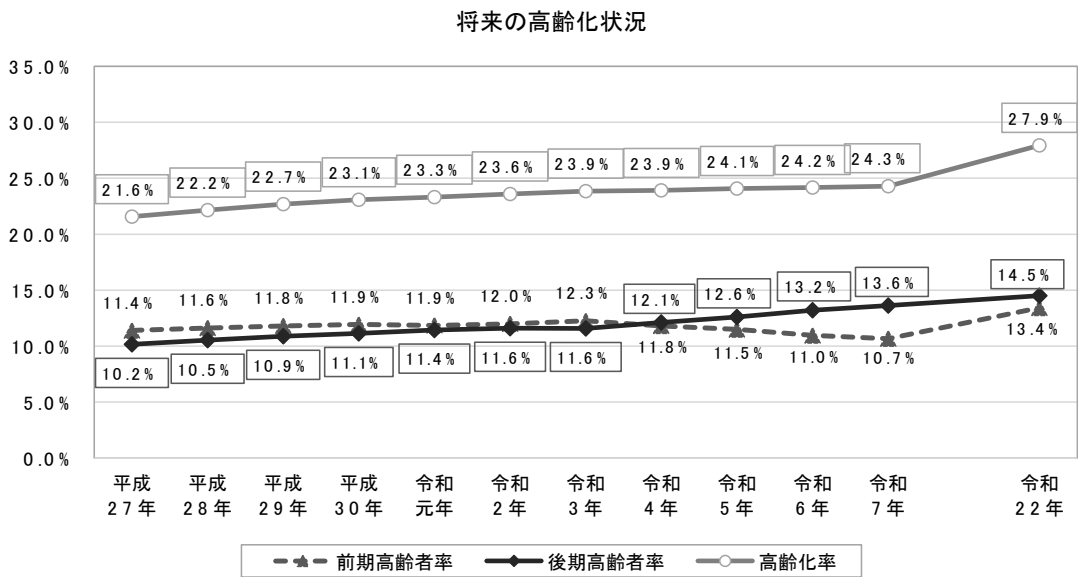
将来の高齢者人口についても、増加傾向で推移し、令和7年には18,180人に、また、令和22年には20,893人にまで増加するものと見込まれます。この間、前期高齢者は令和3年をピークに減少に転じますが、令和22年には再び増加することが見込まれます。



(住民基本台帳 各年10月1日現在 令和3年以降は推計値)

高齢化率についても、微増の傾向で推移し、令和7年に24.3%、また、令和22年には27.9%まで増加するものと見込まれます。

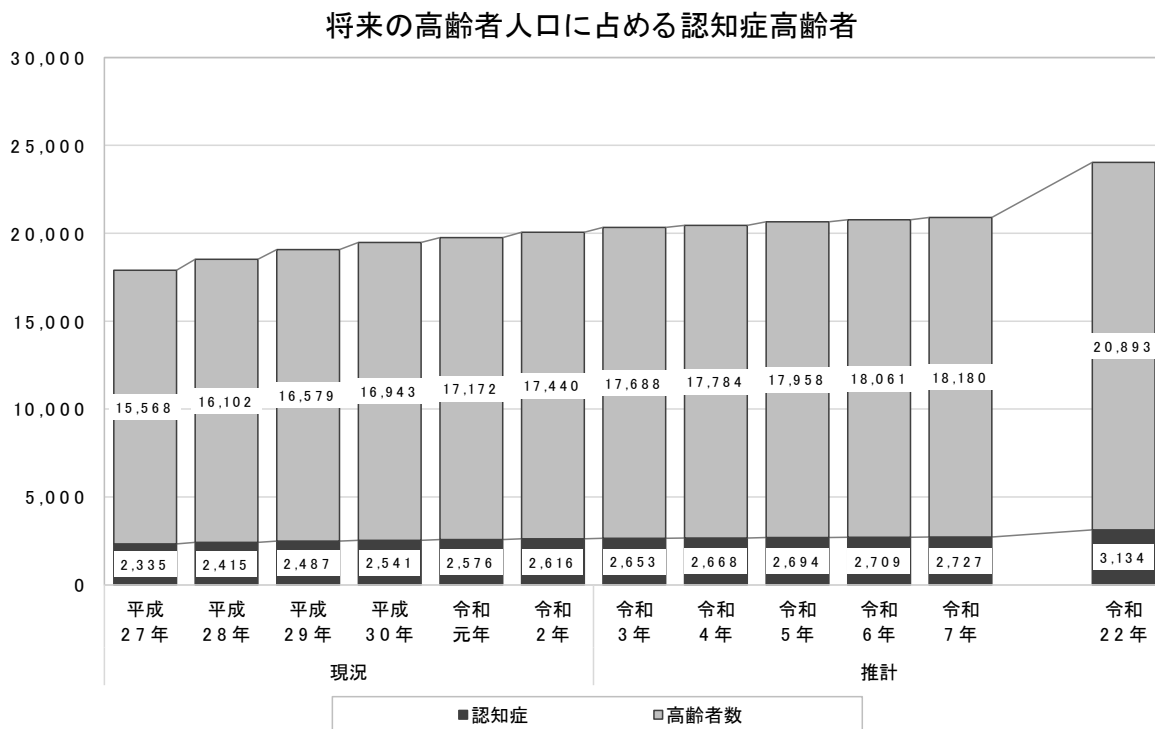
この間、後期高齢者率（総人口に占める後期高齢者の割合）は増加を続け、令和22年には14.5%にまで達する見込みです。前期高齢者率（総人口に占める前期高齢者の割合）については令和3年に減少傾向に転じますが、令和22年には再び増加し13.4%となる見込みです。前期高齢者率と後期高齢者率は令和4年以降逆転することが予想されます。



(住民基本台帳 各年10月1日現在 令和3年以降は推計値)

(4) 高齢者人口に占める認知症高齢者の将来推計

本市の高齢者人口に占める認知症高齢者については、高齢者人口の増加や高齢者のみ世帯の増加に伴い、令和7年には2,727人に、また、令和22年には3,134人にまで増加するものと見込まれます。



※ 認知症高齢者については、65歳以上人口に認知症推定値有病率15%を乗じて算出
内閣府 平成28年版高齢社会白書より

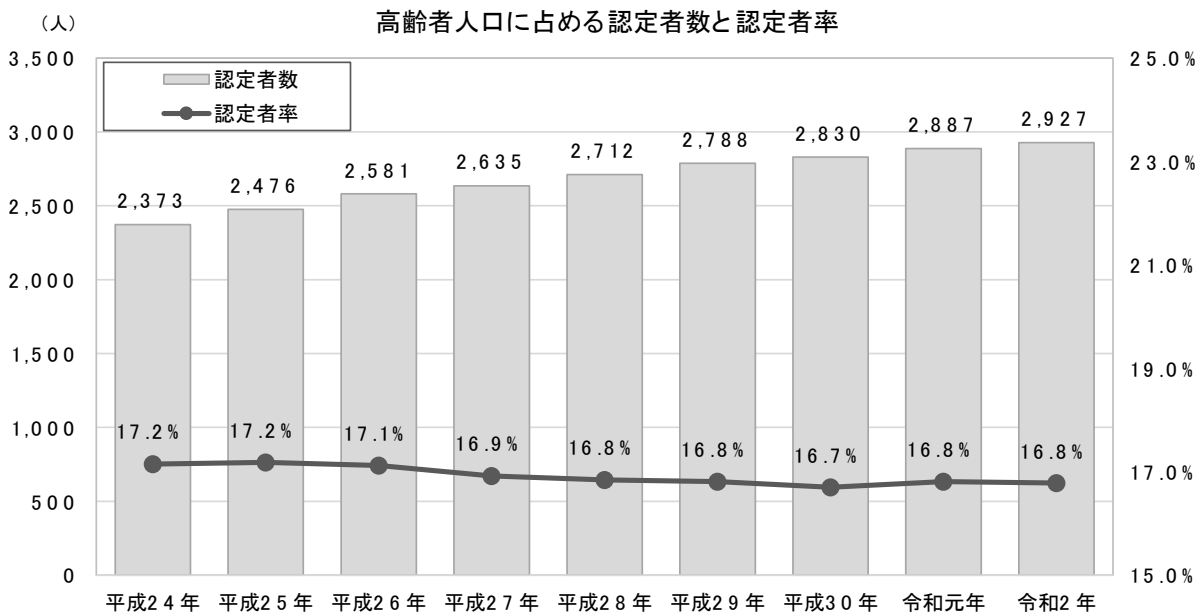
(住民基本台帳 各年10月1日現在 令和3年以降は推計値)

2. 要支援・要介護認定者数の現状と将来推計

(1) 要支援・要介護認定者数の現状

高齢者のうち要支援・要介護認定者数は、平成29年以降2,800～2,900人で推移しており、令和2年には2,927人となっています。

高齢者人口に占める割合（認定者率）としてみると、平成27年以降は17%を下回り、令和2年には16.8%となっています。



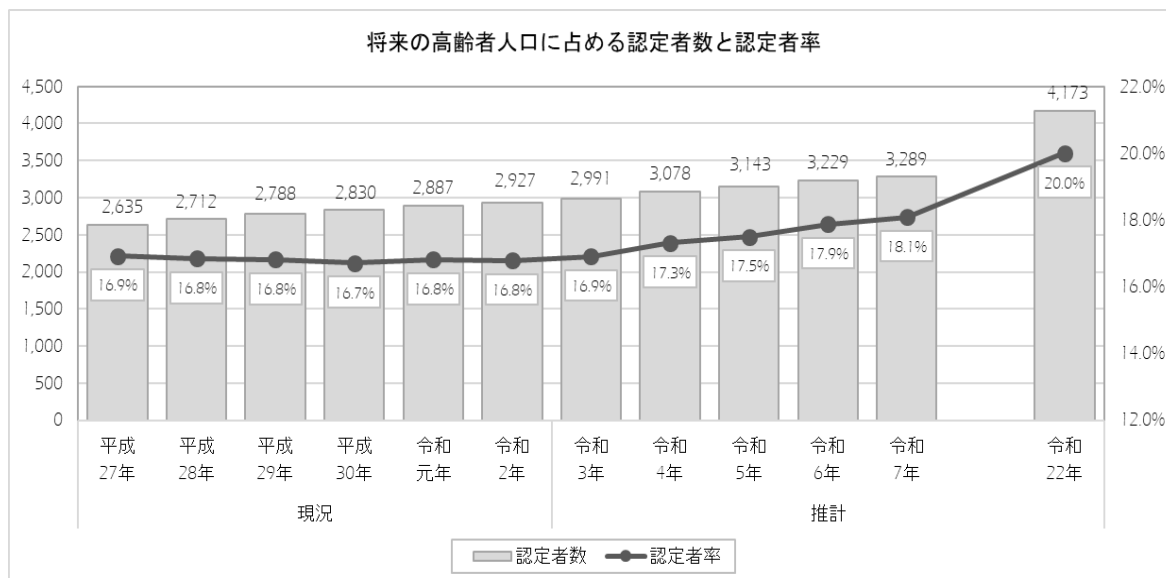
	介護保険事業状況報告【各年10月1日現在】									比 (R2/H24)
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
認定者数	2,373	2,552	2,656	2,697	2,774	2,847	2,830	2,887	2,927	1.23
要支援1	344	356	386	392	393	367	375	377	386	1.12
要支援2	365	385	381	377	422	435	439	459	441	1.21
要介護1	589	675	701	741	760	809	793	841	890	1.51
要介護2	353	372	393	425	411	415	396	410	421	1.19
要介護3	302	325	326	304	336	363	347	323	360	1.19
要介護4	238	233	258	248	258	278	287	282	270	1.13
要介護5	182	206	211	210	194	180	193	195	159	0.87
認定者率	17.9%	17.7%	17.6%	17.3%	17.2%	17.2%	16.7%	16.8%	16.8%	

※認定者率＝高齢者のうち要支援・要介護認定者数÷高齢者人口

(2) 要支援・要介護認定者数の将来推計

高齢者のうち要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、今後も増加傾向が予想され、令和7年には3,289人にまで増加するものと見込まれます。

認定者率については、後期高齢者率の増加に伴い令和3年以降ゆるやかに増加し、令和7年で18.1%と見込まれます。



※認定者率＝高齢者のうち要支援・要介護認定者数÷高齢者人口

3. 高齢者の実態と課題

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者の生活実態や健康状態を把握するために介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

①生活機能リスクの状況

国の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、高齢者の生活機能や日常生活・社会参加について評価・判定を行うことができます。

生活機能の*リスク該当者の割合をみると、本市の要支援・要介護認定を受けていない高齢者（以下、一般高齢者）では、「認知症」や「うつ」「転倒」の項目でリスク該当者が3割弱から5割強、要支援2以下の認定を受けている高齢者（以下、要支援高齢者）では、「閉じこもり」や「栄養」以外の項目でリスク該当者が5割弱から7割強いる状況です。

性・年齢別にみると、一般高齢者、要支援高齢者ともに多くの項目で概ね年齢とともにリスク該当者の割合は大きくなっています。

また、一般高齢者では多くの項目でリスク該当者は男性に比べ女性に多い傾向にあります。

【生活機能のリスク該当者】

		一般高齢者									要支援高齢者								
		生活機能																	
		調査数〔人〕	虚弱 該 1 0 点 以 上	運動器 該 3 点 以 上	転倒 該 1 点 以 上	閉じこもり 予 防 該 1 点 以 上	栄養 該 2 点 以 上	口腔 該 2 点 以 上	認知症 予 防 該 1 点 以 上	うつ 予 防 該 1 点 以 上	調査数〔人〕	虚弱 該 1 0 点 以 上	運動器 該 3 点 以 上	転倒 該 1 点 以 上	閉じこもり 予 防 該 1 点 以 上	栄養 該 2 点 以 上	口腔 該 2 点 以 上	認知症 予 防 該 1 点 以 上	うつ 予 防 該 1 点 以 上
佐賀県全体		15,210	8.0	15.7	30.6	15.0	1.7	22.8	53.2	39.5	1,573	53.2	77.3	60.6	41.4	4.4	43.3	73.4	54.7
鳥栖市		1,082	6.6	13.2	29.6	12.8	1.8	21.1	50.8	34.2	448	48.7	73.4	61.4	38.6	4.7	48.4	74.6	58.9
性・年齢別	男性 計	477	4.8	7.8	25.8	10.1	1.3	22.0	48.4	31.2	124	49.2	64.5	62.1	41.1	2.4	49.2	75.0	60.5
	～69歳	129	3.1	3.1	21.7	10.1	0.0	24.8	48.8	30.2	16	31.3	37.5	50.0	25.0	0.0	25.0	56.3	37.5
	70～74歳	129	2.3	0.8	18.6	8.5	0.0	11.6	45.0	24.0	15	46.7	66.7	60.0	26.7	0.0	66.7	60.0	46.7
	75～79歳	103	1.9	8.7	25.2	5.8	1.9	22.3	43.7	29.1	17	47.1	70.6	76.5	64.7	5.9	52.9	70.6	58.8
	80～84歳	68	5.9	13.2	35.3	13.2	2.9	23.5	58.8	39.7	25	44.0	64.0	48.0	28.0	0.0	44.0	80.0	68.0
	85歳以上	48	20.8	29.2	43.8	18.8	4.2	39.6	52.1	45.8	51	58.8	70.6	68.6	49.0	3.9	52.9	84.3	68.6
	女性 計	605	7.9	17.5	32.6	15.0	2.1	20.3	52.7	36.5	324	48.5	76.9	61.1	37.7	5.6	48.1	74.4	58.3
	～69歳	169	1.8	5.9	22.5	5.9	1.2	12.4	45.6	36.1	6	50.0	83.3	66.7	50.0	0.0	50.0	50.0	83.3
	70～74歳	148	4.1	10.1	29.1	8.1	1.4	14.9	48.6	35.1	25	40.0	92.0	60.0	36.0	4.0	40.0	56.0	52.0
	75～79歳	135	9.6	22.2	35.6	15.6	0.7	26.7	66.7	37.8	54	24.1	63.0	44.4	29.6	5.6	27.8	74.1	59.3
80～84歳	91	8.8	25.3	39.6	26.4	4.4	30.8	45.1	34.1	92	47.8	77.2	62.0	43.5	6.5	48.9	76.1	56.5	
85歳以上	62	29.0	45.2	51.6	38.7	6.5	25.8	62.9	41.9	147	59.2	78.9	66.7	36.7	5.4	56.5	77.6	59.2	
圏域別 日常生活	鳥栖地区	313	7.3	14.4	25.9	15.0	1.3	21.7	48.6	33.5	143	47.6	69.2	63.6	41.3	3.5	46.9	76.2	57.3
	田代基里地区	266	7.5	12.8	28.9	10.5	1.5	18.4	54.5	34.2	109	51.4	73.4	59.6	37.6	7.3	48.6	73.4	64.2
	若葉弥生が丘地区	161	8.1	14.9	29.2	12.4	1.2	21.7	54.0	34.2	58	37.9	70.7	58.6	34.5	6.9	43.1	77.6	56.9
	鳥栖西地区	342	4.4	11.7	33.6	12.9	2.6	22.2	48.5	34.8	138	52.2	79.0	61.6	38.4	2.9	52.2	72.5	57.2

鳥栖市全体に比べて、リスク該当者（低下者の割合が高い（※3ポイント以上）

※リスク該当者＝国の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き（令和元年10月23日）」に基づき、リスクがあると判定された者

②日常生活・社会参加指標低下者の状況

日常生活・社会参加指標の低下者の割合をみると、鳥栖市の一般高齢者では、「社会的役割」（知人宅への訪問や若年者との会話の有無等の度合い）の低下者が5割強、要支援高齢者では8割強いる状況です。

性・年齢別にみると、一般高齢者、要支援高齢者ともに、多くの項目において、女性に比べ男性がいずれの年代でも低下者の割合が大きくなっています。

【日常生活・社会参加指標の低下者】

		一般高齢者					要支援高齢者				
		日常生活					社会参加				
		調査数 〔人〕	手段的 自立度 (ADL)	知的能 動性	社会的 役割	老研指 標総合 評価	調査数 〔人〕	手段的 自立度 (ADL)	知的能 動性	社会的 役割	老研指 標総合 評価
			低 下 (4 点 以 下)	低 下 (3 点 以 下)	低 下 (3 点 以 下)	低 下 (1 0 点 以 下)		低 下 (4 点 以 下)	低 下 (3 点 以 下)	低 下 (3 点 以 下)	低 下 (1 0 点 以 下)
佐賀県全体		15,210	16.0	39.6	51.1	26.5	1,573	63.0	66.8	83.8	72.9
鳥栖市		1,082	15.5	37.6	53.3	26.3	448	55.5	61.6	82.1	66.3
性・ 年齢別	男性 計]	477	21.6	42.1	62.6	32.3	124	62.1	62.1	95.2	78.2
	～69歳	129	17.0	52.7	64.3	37.3	16	50.0	75.1	93.8	68.8
	70～74歳	129	24.1	40.3	61.2	28.7	15	80.0	73.3	100.0	86.7
	75～79歳	103	15.5	27.2	60.2	22.3	17	58.8	58.8	88.3	70.6
	80～84歳	68	29.4	45.6	63.2	41.2	25	64.0	56.0	88.0	72.0
	85歳以上	48	29.2	45.9	66.7	37.6	51	60.8	58.8	100.0	84.3
	女性 計]	605	10.8	34.0	45.9	21.5	324	53.1	61.5	77.1	61.7
	～69歳	169	3.6	31.4	44.4	16.5	6	66.6	66.7	100.0	66.7
	70～74歳	148	6.1	29.1	38.6	12.8	25	52.0	72.0	76.0	56.0
	75～79歳	135	9.6	31.1	48.2	21.4	54	44.5	55.5	66.6	53.7
80～84歳	91	15.4	37.4	50.6	26.4	92	45.6	58.7	70.6	57.6	
85歳以上	62	37.1	54.8	56.5	48.4	147	60.5	63.3	84.3	68.0	
圏 域 別 日 常 生 活	鳥栖地区	313	15.4	38.7	55.9	29.4	143	49.0	55.3	78.3	60.2
	田代基里地区	266	16.9	34.6	51.9	23.7	109	57.8	58.7	87.2	65.2
	若葉弥生が丘地区	161	15.6	37.9	46.6	25.5	58	56.9	65.6	81.1	74.2
	鳥栖西地区	342	14.6	38.9	55.3	25.8	138	60.2	68.8	82.6	70.3

鳥栖市全体に比べて、リスク該当者 低下者の割合が高い (＋3ポイント以上)

※手段的自立度＝電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理などの日常生活動作ではとらえられない高次の生活機能の水準判定するもの。

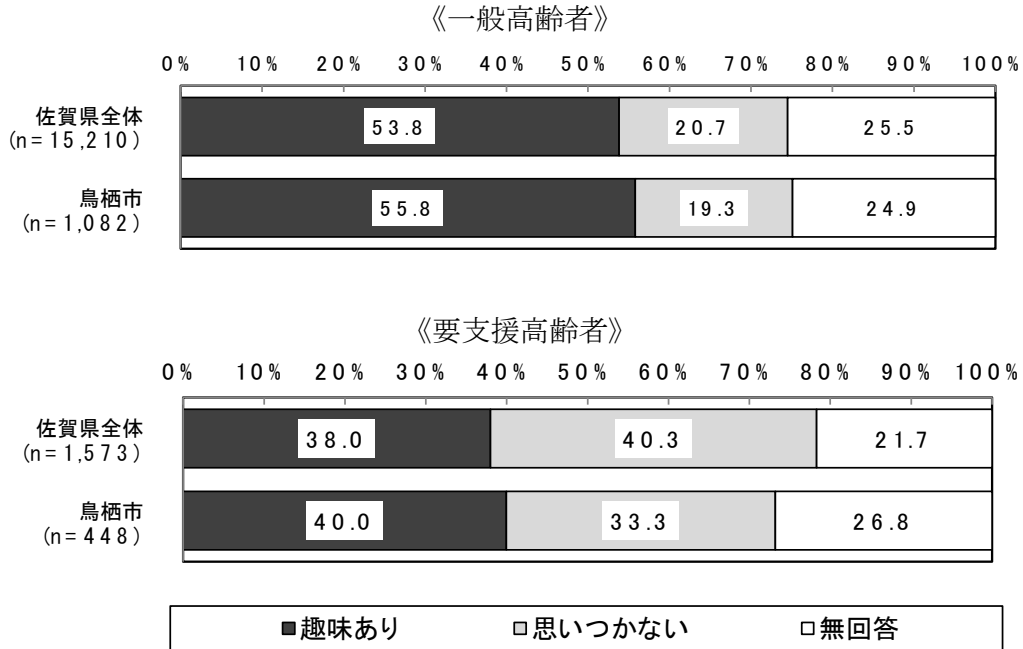
※知的能動性＝情報を自ら収集して表現できる能力。

※老研指標総合評価＝手段的自立度(IADL)・知的能動性・社会的役割の合計点。

③趣味・生きがい

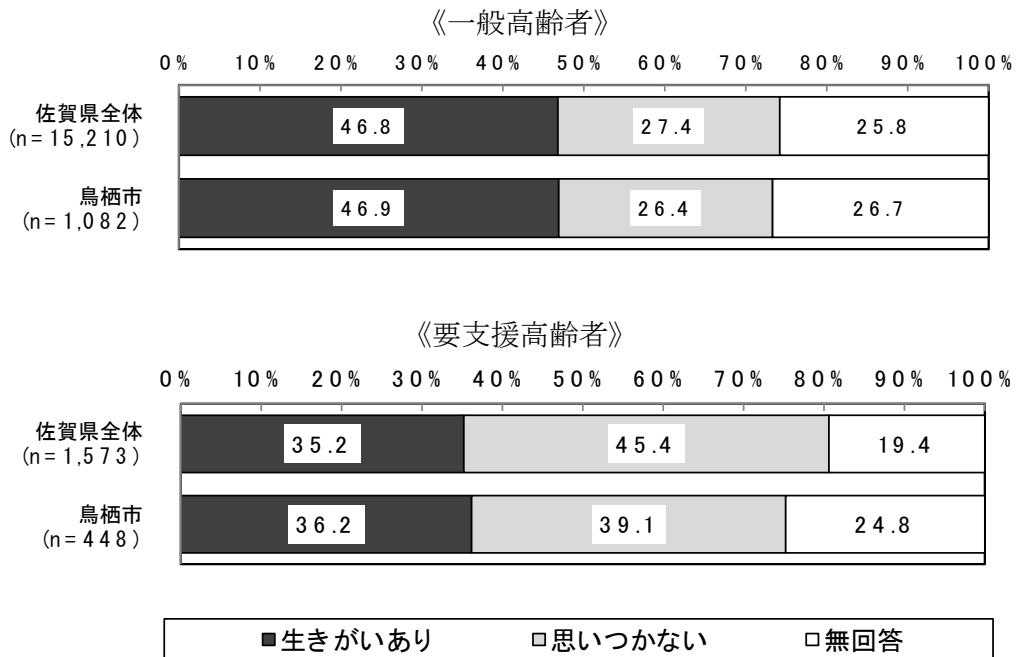
[趣味]

一般高齢者では5割強、要支援高齢者では4割が「趣味」を持っています。



[生きがい]

一般高齢者では5割弱、要支援高齢者の4割弱が「生きがい」を持っています。



④社会参加

[会・グループ等への参加頻度]

会やグループ等への参加頻度について、『月1回以上』の参加者の割合をみると、一般高齢者では「趣味関係のグループ」や「スポーツ関係のグループやクラブ」が2割強と高くなっています。要支援高齢者では「趣味関係のグループ」以外は1割未満となっています。

「趣味関係のグループ」や「ボランティアのグループ」「スポーツ関係のグループやクラブ」「学習・教養サークル」の『月1回以上』の参加者は一般高齢者、要支援高齢者ともに男性に比べ女性に多くなっています。

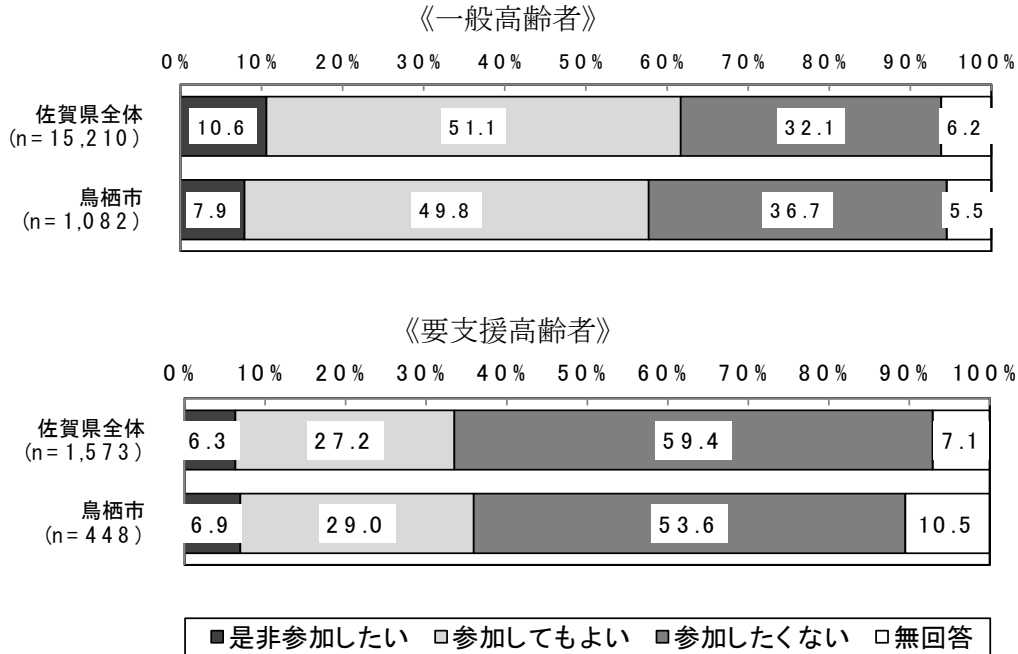
なお、一般高齢者と要支援高齢者を含め、会・グループのいずれかに1つ以上に、「年数回」以上参加している方は、58.9%です。

		一般高齢者							要支援高齢者								
		月1回以上参加したことがある人の割合															
		〔調査数〕	ボランティア	スポーツ関係	趣味関係	学習・教養	老人クラブ	町内会・自治会	収入のある仕事	〔調査数〕	ボランティア	スポーツ関係	趣味関係	学習・教養	老人クラブ	町内会・自治会	収入のある仕事
佐賀県全体		15,210	10.3	22.4	25.5	8.3	13.4	12.3	22.8	1,573	3.0	5.3	10.0	3.4	9.5	4.2	1.3
鳥栖市		1,082	8.3	23.5	25.7	5.3	6.3	7.9	18.1	448	3.5	6.4	13.6	3.1	7.9	4.4	1.3
性・年齢別	男性 計	477	8.1	20.3	20.6	2.6	7.4	10.2	22.2	124	2.4	7.2	8.8	2.4	5.6	3.2	1.6
	～69歳	129	8.6	17.1	20.2	2.4	0.8	9.4	38.1	16	6.3	0.0	0.0	6.3	0.0	6.3	6.3
	70～74歳	129	7.8	17.1	23.3	5.6	7.1	12.4	28.6	15	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	75～79歳	103	12.6	24.3	19.4	2.0	8.8	11.7	14.5	17	0.0	17.7	5.9	0.0	5.9	5.9	0.0
	80～84歳	68	5.9	29.5	26.5	1.5	14.7	10.3	5.9	25	8.0	16.0	24.0	4.0	12.0	4.0	0.0
	85歳以上	48	2.1	16.7	8.4	0.0	14.6	4.2	2.1	51	0.0	4.0	5.9	2.0	5.9	2.0	2.0
	女性 計	605	8.4	26.2	29.7	7.4	5.5	6.4	14.9	324	4.0	6.2	15.4	3.3	8.9	4.9	1.2
	～69歳	169	8.9	24.9	26.0	7.1	0.6	4.8	30.2	6	33.4	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	70～74歳	148	11.6	31.1	34.5	11.5	5.5	7.5	15.6	25	0.0	0.0	16.0	0.0	0.0	4.0	4.0
	75～79歳	135	8.8	32.5	36.3	8.9	9.6	8.1	8.8	54	3.7	7.5	26.0	7.5	0.0	5.7	0.0
80～84歳	91	3.3	18.7	25.3	3.3	4.4	5.5	4.4	92	5.5	7.7	10.9	3.3	9.8	8.7	1.1	
85歳以上	62	6.4	14.5	21.0	1.6	11.2	4.8	0.0	147	2.7	5.4	14.4	2.8	13.5	2.8	1.4	
圏域別 日常生活	鳥栖地区	313	8.4	20.4	28.2	3.8	8.7	4.7	14.4	143	7.0	9.8	17.5	2.1	9.1	6.3	2.8
	田代基里地区	266	10.2	24.8	23.6	6.8	7.6	10.2	22.2	109	0.0	4.6	14.7	4.5	10.9	2.7	0.0
	若葉弥生が丘地区	161	8.6	26.0	28.6	5.6	2.4	8.6	16.2	58	1.7	3.4	12.0	1.7	6.8	3.4	0.0
	鳥栖西地区	342	6.8	24.2	23.6	5.6	5.3	9.1	19.3	138	3.5	5.7	9.4	3.5	5.0	4.3	1.4

鳥栖市全体に比べて、月1回以上参加者の割合が高い（+3ポイント以上）

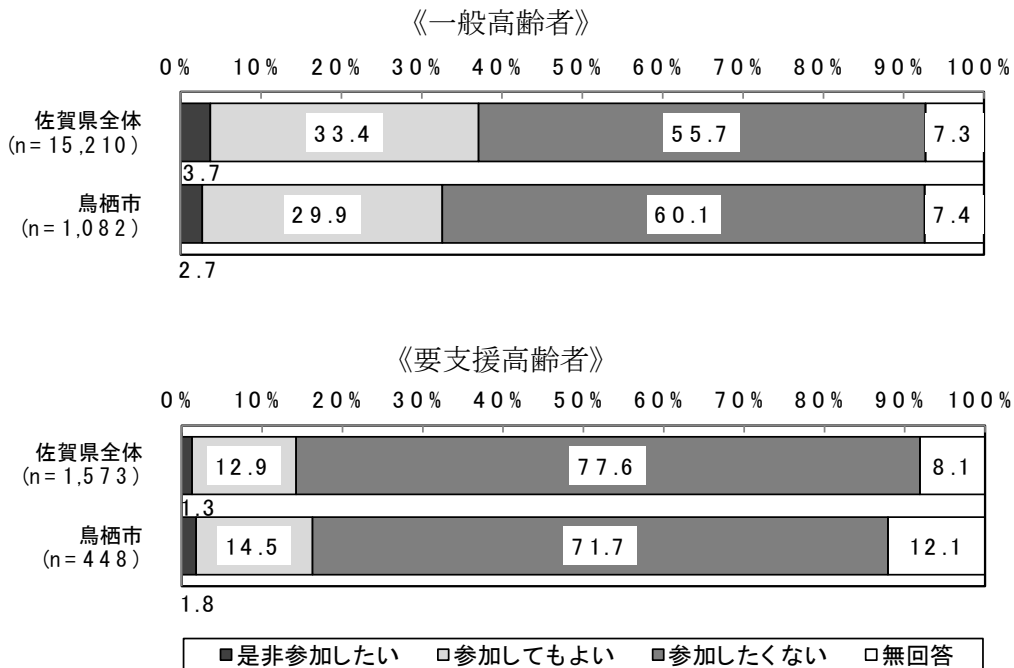
[グループ活動への“参加者”としての参加意向]

一般高齢者では6割弱、要支援高齢者では3割強がグループ活動へ“参加者”として「是非参加したい」または「参加してもよい」と回答しています。



[グループ活動への“お世話役”としての参加意向]

一般高齢者では3割強、要支援高齢者では2割弱がグループ活動へ“お世話役”として「是非参加したい」または「参加してもよい」と回答しています。



⑤家族や友人・地域とのかかわり

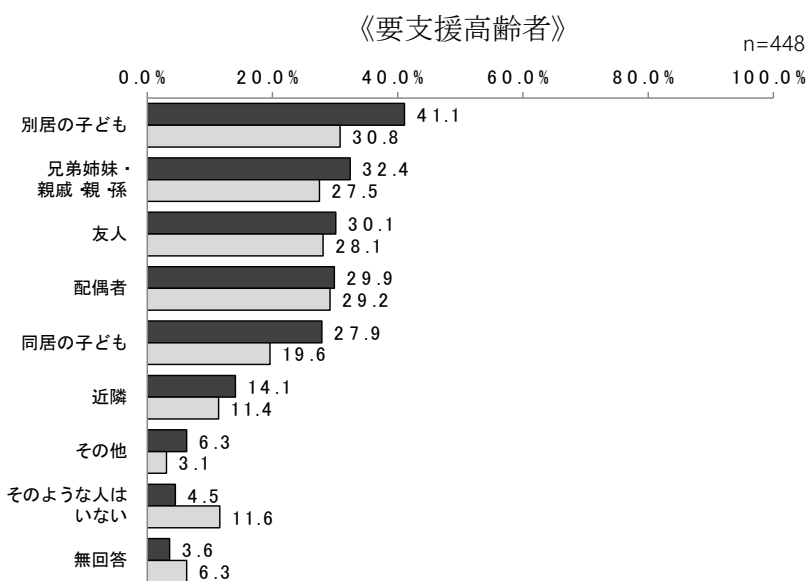
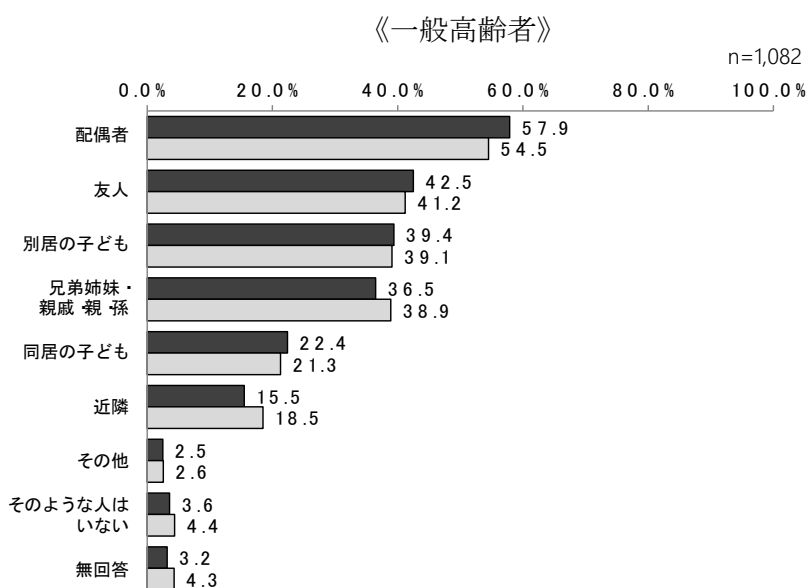
[心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人]

心配事や愚痴を聞いてくれる人は、一般高齢者では「配偶者」の割合が最も高く、次いで「別居の子ども」や「友人」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が上位に挙がっています。

要支援高齢者では「別居の子ども」の割合が最も高く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」や「友人」「配偶者」が上位に挙がっています。

心配事や愚痴を聞いてあげる人は、一般高齢者では「配偶者」の割合が最も高く、次いで「別居の子ども」や「友人」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が上位に挙がっています。

要支援高齢者では「別居の子ども」の割合が最も高く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」や「友人」「配偶者」が上位に挙がっています。



■ 心配事や愚痴を聞いてくれる人 □ 心配事や愚痴を聞いてあげる人

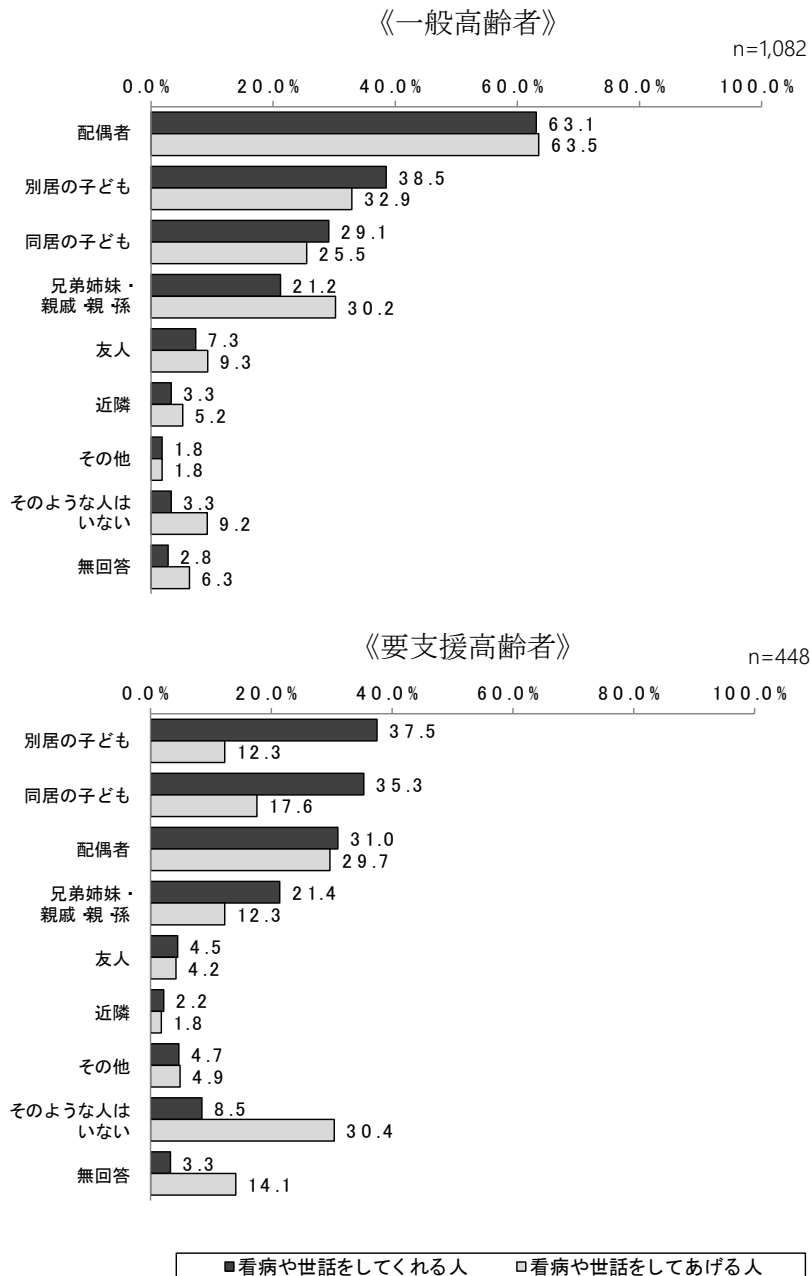
[病気になったときに看病や世話をしてくれる人]

病気になったときに看病や世話をしてくれる人は、一般高齢者では「配偶者」の割合が最も高く、次いで「別居の子ども」や「同居の子ども」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が上位に挙がっています。

要支援高齢者では「別居の子ども」の割合が最も高く、次いで「同居の子ども」や「配偶者」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が上位に挙がっています。

病気になったときに看病や世話をしてあげる人は、一般高齢者では「配偶者」の割合が最も高く、次いで「別居の子ども」や「同居の子ども」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が上位に挙がっています。

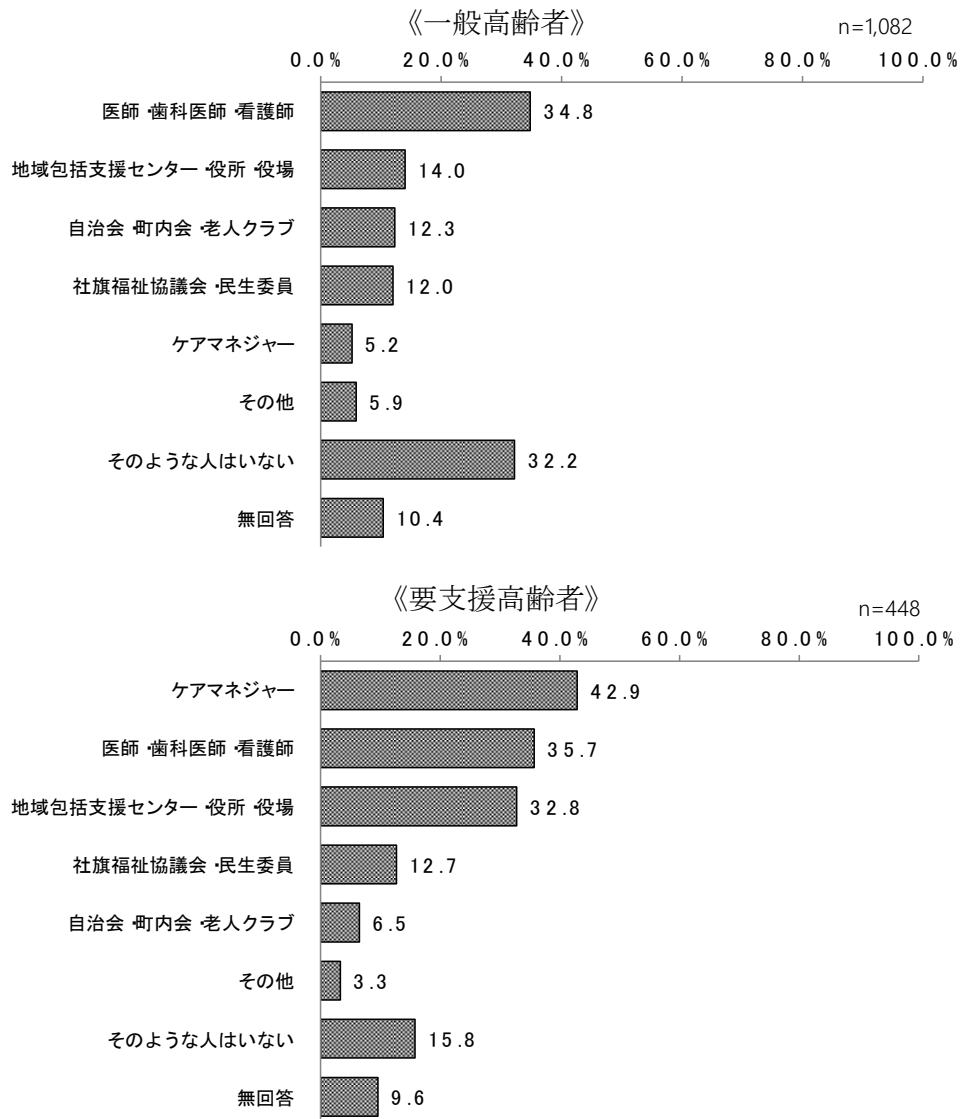
要支援高齢者では「そのような人はいない」の割合が最も高く、次いで「配偶者」や「同居の子ども」「別居の子ども」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が上位に挙がっています。



[家族や友人・知人以外の相談相手]

家族や友人・知人以外の相談相手は、一般高齢者では「医師・歯科医師・看護師」(34.8%)の割合が最も高く、ついで「そのような人はいない」(32.2%)となっています。

要支援高齢者では「ケアマネジャー」(42.9%)の割合が最も高く、ついで「医師・歯科医師・看護師」(35.7%)、「地域包括支援センター・役所・役場」(32.8%)となっています。

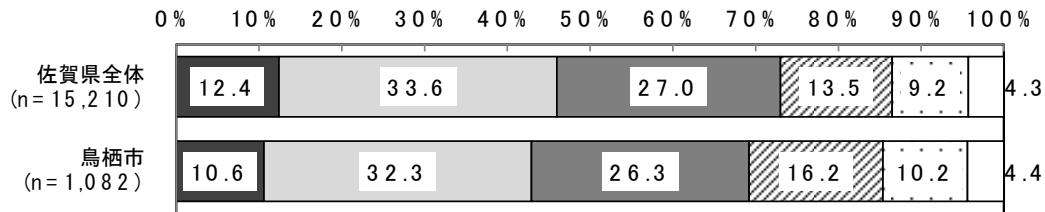


[友人・知人に会う頻度]

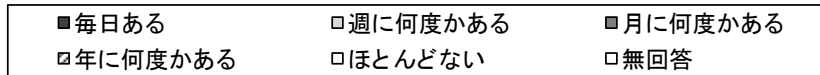
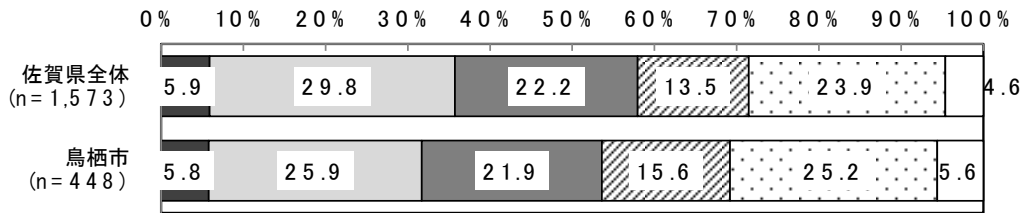
友人・知人に会う頻度は、一般高齢者では「週に何度かある」(32.3%)の割合が最も高く、ついで「月に何度かある」(26.3%)となっています。「ほとんどない」は10.2%となっています。

要支援高齢者では「週に何度かある」(25.9%)の割合が最も高く、ついで「ほとんどない」(25.2%)となっています。

《一般高齢者》



《要支援高齢者》

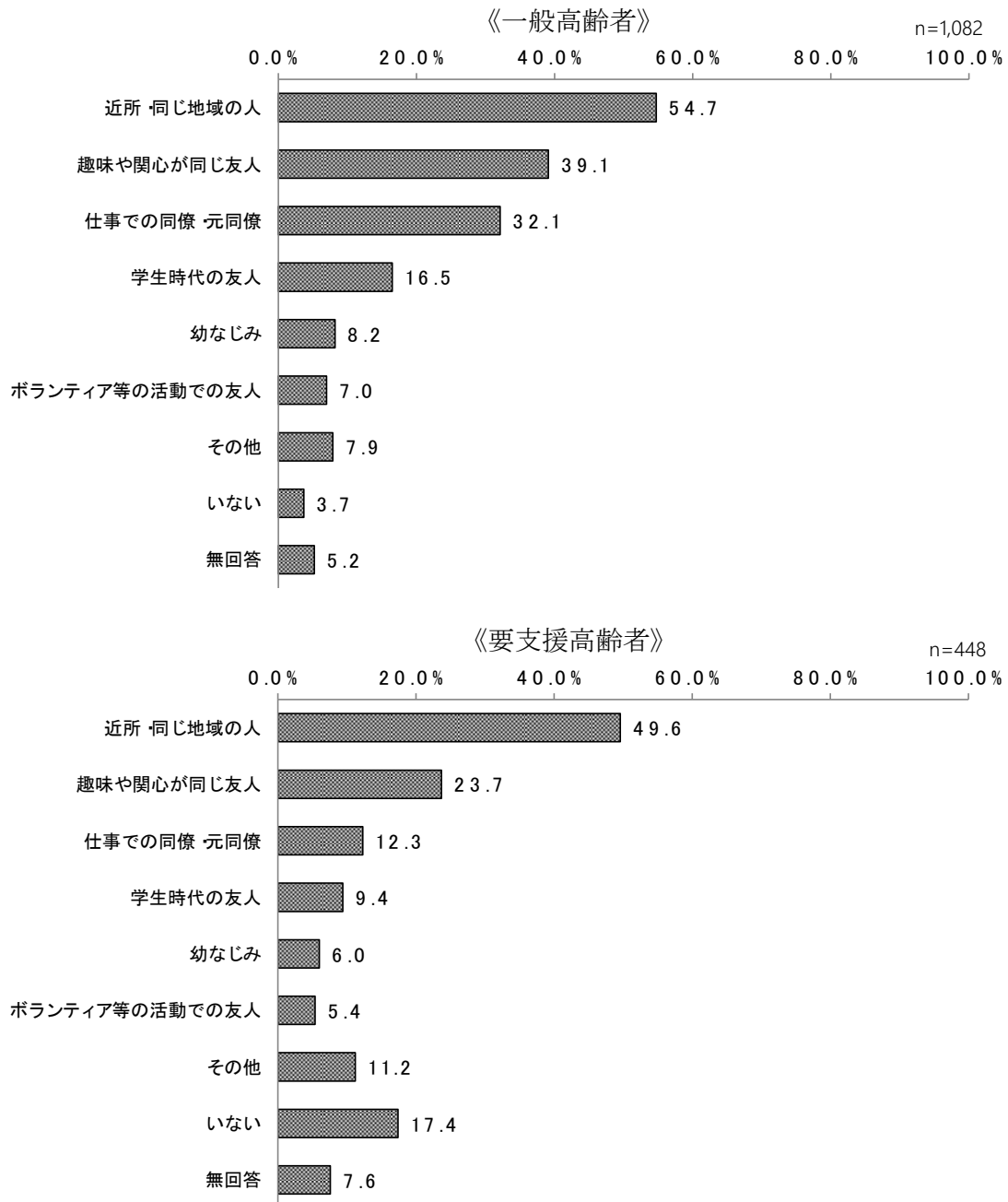


[よく会う友人・知人との関係]

よく会う友人・知人との関係は、一般高齢者では「近所・同じ地域の人」が5割強で最も多く、次いで「趣味や関心が同じ友人」(39.1%)となっています。

要支援高齢者では「近所・同じ地域の人」が5割弱で最も多く、次いで「趣味や関心が同じ友人」(23.7%)となっています。

地縁による交流が多いことを活かし、地域によるネットワークの構築を進める必要があります。

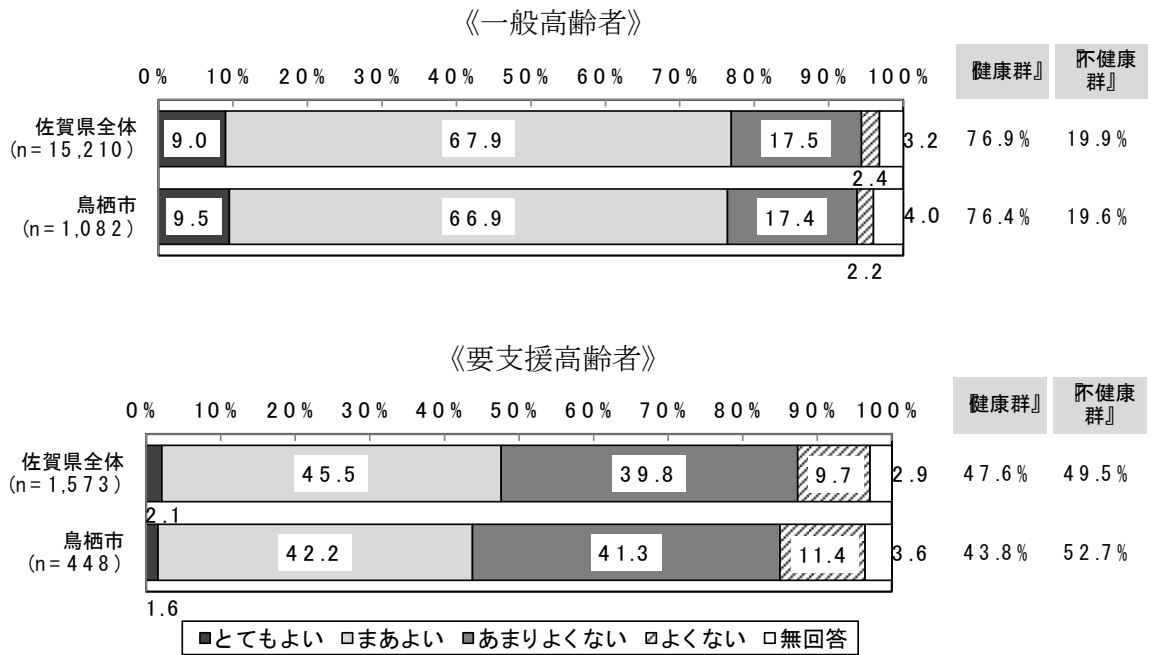


⑥健康について

[主観的健康観]

一般高齢者では「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『健康群』が76.4%、「よくない」と「あまりよくない」を合わせた『不健康群』が19.6%となっています。

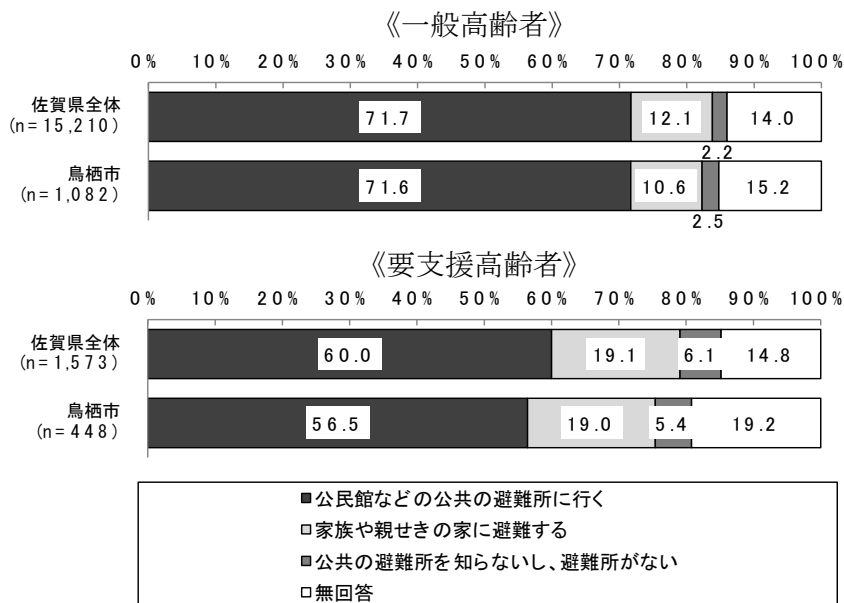
要支援高齢者では『健康群』が43.8%、『不健康群』が52.7%となっています。



⑦災害時について

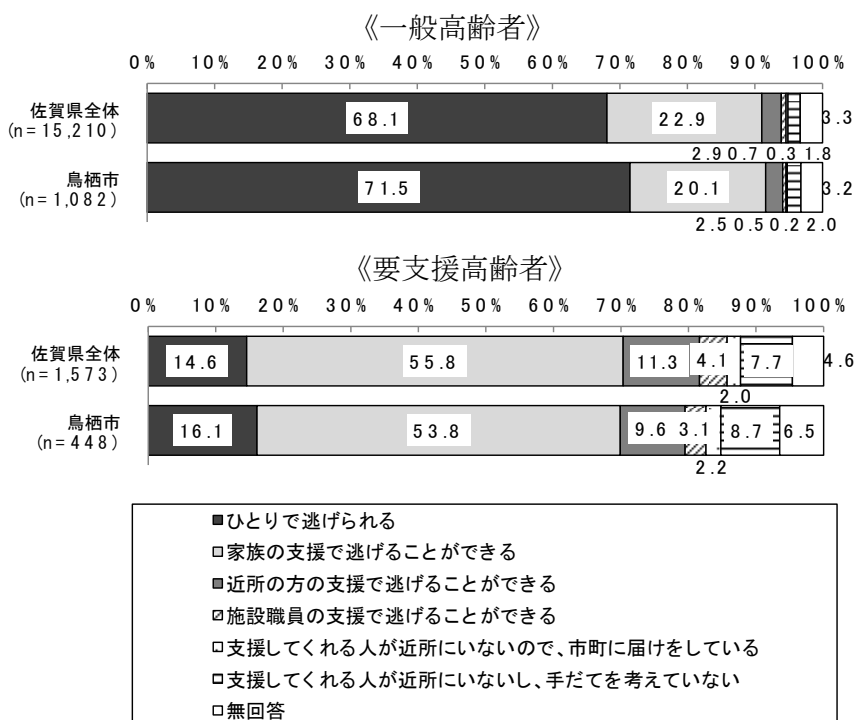
[台風など災害時の避難場所について]

台風などの災害時の避難場所について、一般高齢者では「公共の避難所を知らないし、避難所がない」の割合は2.5%、要支援高齢者では5.4%となっており、避難所の周知を徹底する必要があります。



[台風など災害時の避難方法について]

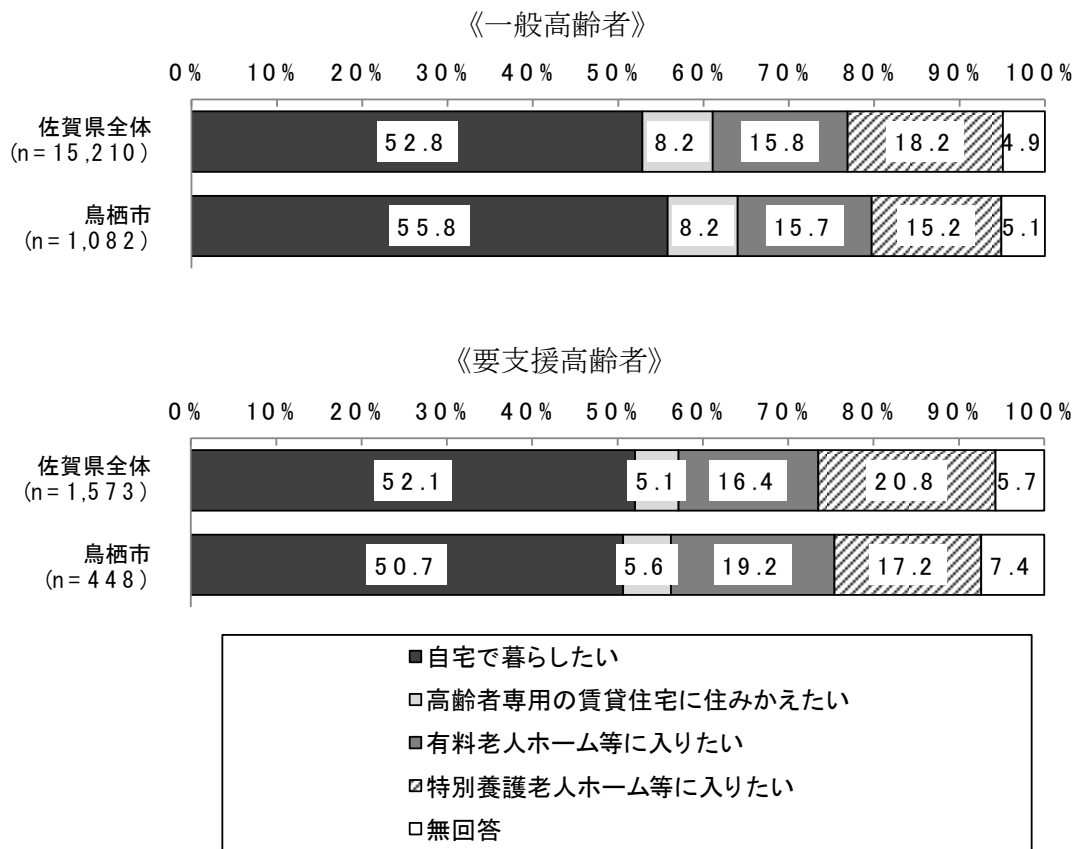
台風などの災害時の避難方法について、一般高齢者では「支援してくれる人が近所にいないし、手だてを考えていない」の割合は2.0%、要支援高齢者では8.7%となっており、災害時避難行動要支援高齢者の把握が必要です。



⑧介護が必要となった場合の住まいの希望

介護が必要となった場合の住まいの希望についてたずねたところ、一般高齢者では「自宅で暮らしたい」(55.8%)の割合が最も高く、次いで「有料老人ホーム等に入りたい」(15.7%)、「特別養護老人ホーム等に入りたい」(15.2%)、「高齢者専用の賃貸住宅に住みかえたい」(8.2%)となっています。

要支援高齢者では「自宅で暮らしたい」(50.7%)の割合が最も高く、次いで「有料老人ホーム等に入りたい」(19.2%)、「特別養護老人ホーム等に入りたい」(17.2%)、「高齢者専用の賃貸住宅に住みかえたい」(5.6%)となっています。



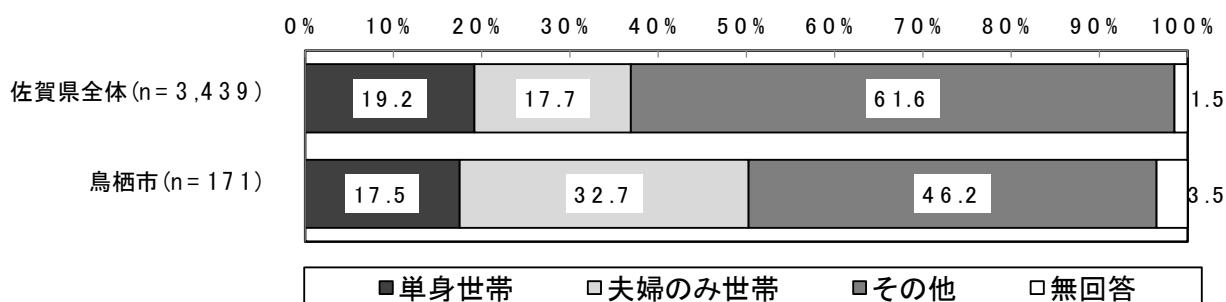
(2) 在宅介護実態調査より

高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方と検討し、計画に反映させるため、在宅介護実態調査を実施しました。

①要介護者の生活状況

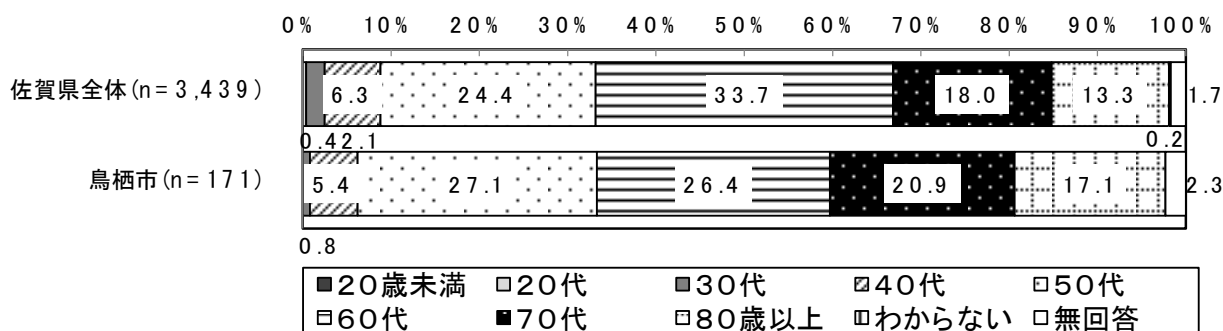
[世帯類型]

現在、在宅で生活している要介護1以上の高齢者のうち、17.5%が「単身世帯」となっています。



[主な介護者の年齢]

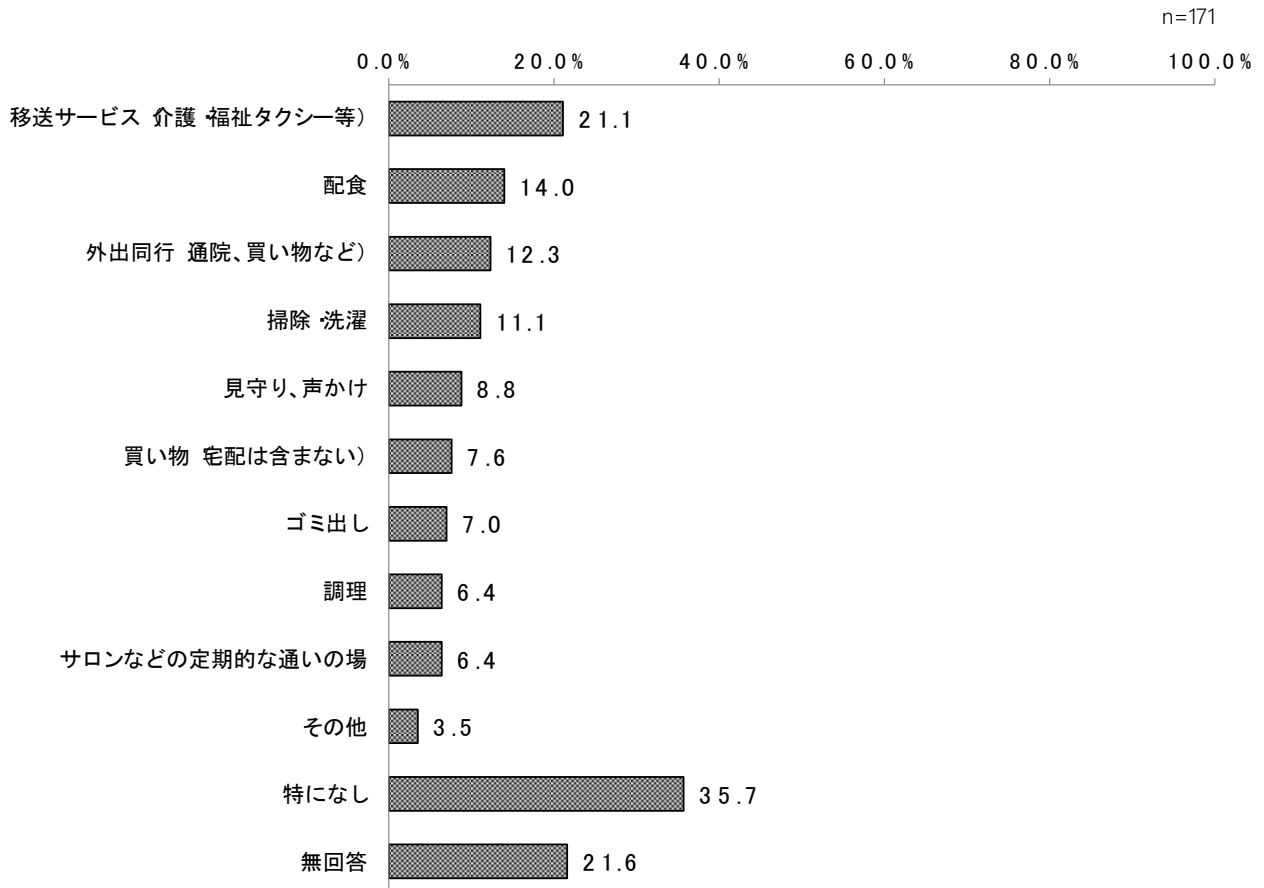
主な介護者の年齢は「50代」が27.1%と最も高くなっており、次いで「60代」(26.4%)、「70代」(20.9%)、「80歳以上」(17.1%)となっています。いわゆる「老老介護」の世帯が半数以上を占めている状況です。



②在宅生活の継続に必要なサービス

[在宅生活の継続に必要なサービス]

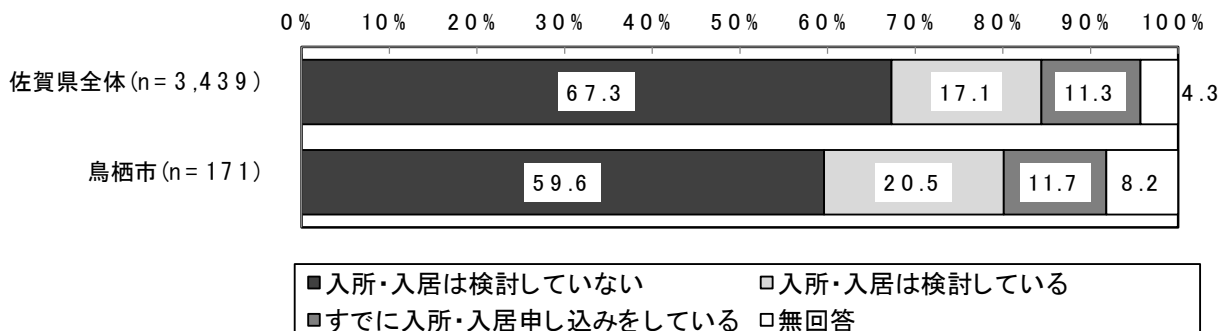
今後も在宅生活を継続するために必要なサービスは「特になし」が35.7%で最も高くなっています。具体的なサービスとしては、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」(21.1%)が最も高く、次いで「配食」(14.0%)となっています。



③施設等への入所・入居の検討状況

[施設等への入所・入居の検討状況]

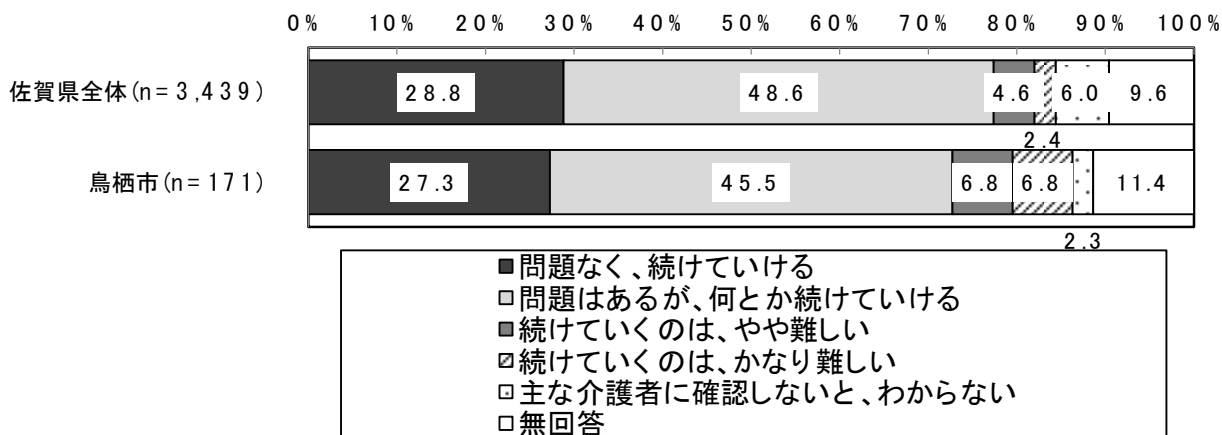
施設等への入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が59.6%、「入所・入居を検討している」が20.5%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が11.7%となっています。



④介護者について

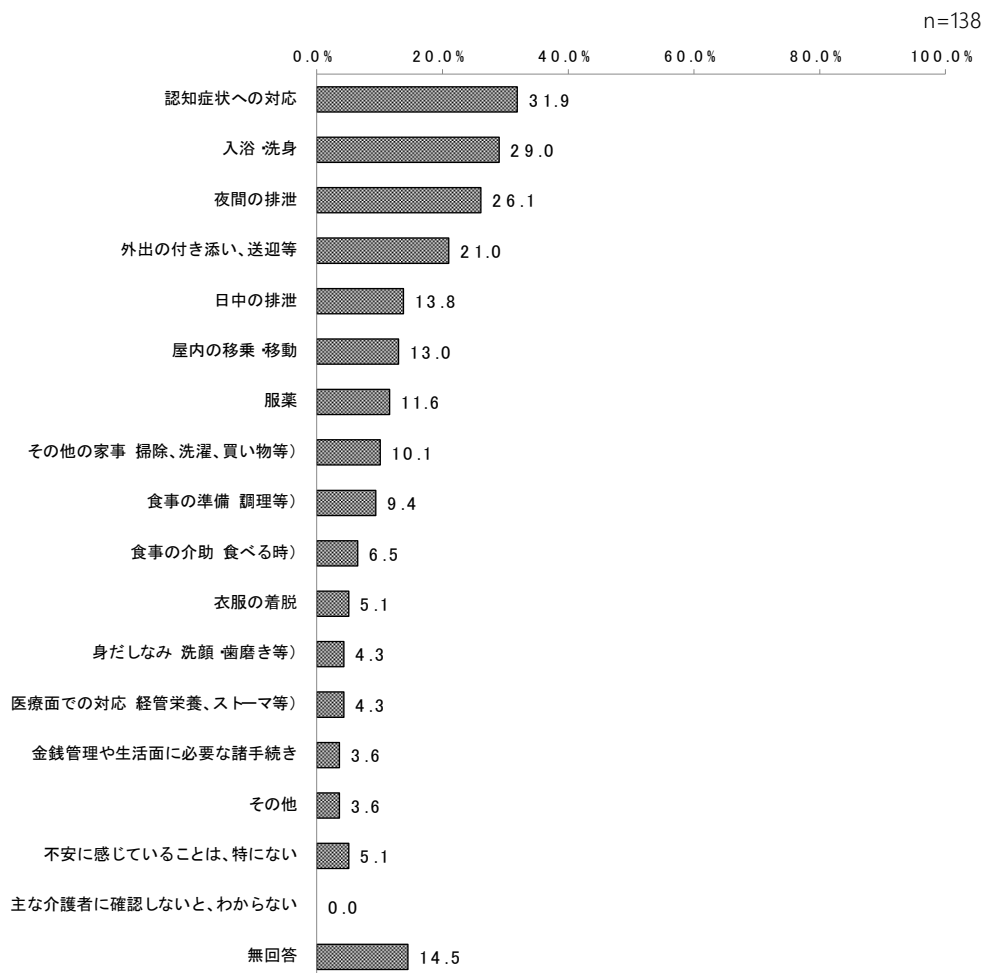
[介護者の今後の介護継続について]

「問題なく続けていける」と「問題はあるが、何とか続けていける」を合わせると7割強が『今後も介護を継続できる』と回答しています。一方で、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『今後の介護の継続は困難』も1割強おり、在宅介護をする家族等への支援の充実が必要です。



[主な介護者が不安に思う介護]

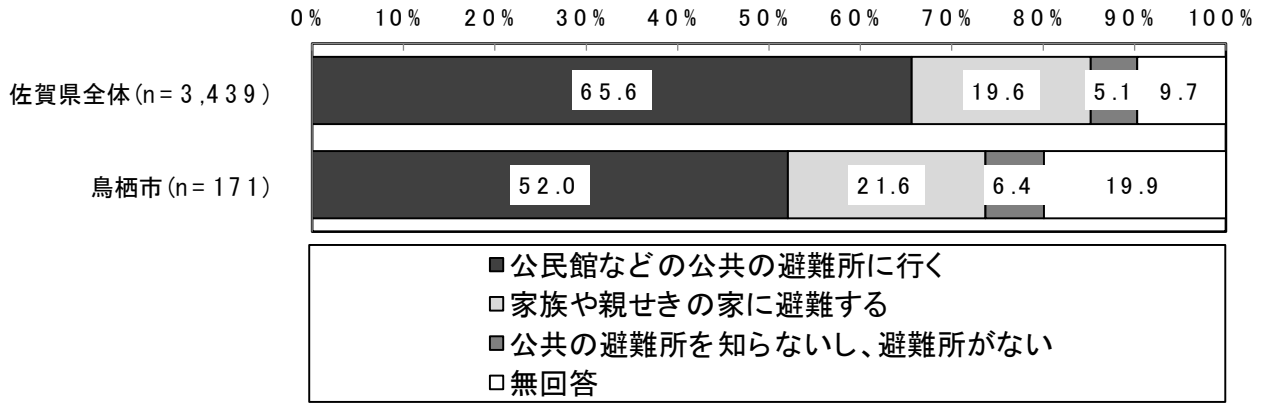
主な介護者が不安に思う介護は「認知症状への対応」(31.9%)が最も高く、次いで「入浴・洗身」(29.0%)、「夜間の排泄」(26.1%)となっています。



⑤災害時について

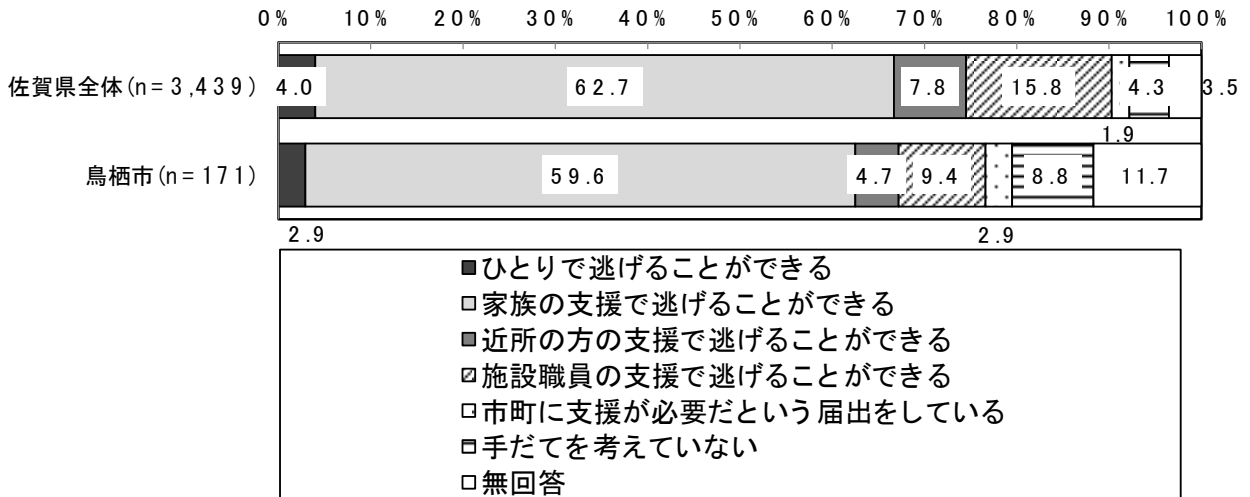
[台風など災害時の避難場所について]

在宅で生活する要介護高齢者のうち、災害時の避難場所について、「公共の避難所を知らないし、避難所がない」の割合は6.4%となっており、避難所の周知を徹底する必要があります。



[台風など災害時の避難方法について]

台風などの災害時の避難方法について、「支援してくれる人が近所にいないし、手だてを考えていない」の割合は8.8%となっており、災害時避難行動要支援高齢者の把握が必要です。



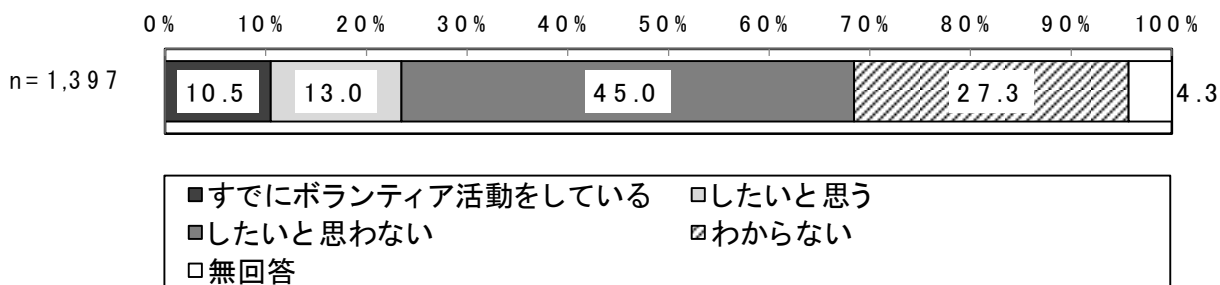
(3) 高齢者要望等実態調査（鳥栖市独自調査）より

鳥栖市では、佐賀県全体で行った「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」と別に、要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者について、ボランティア活動の実態や生活支援サービスのニーズ、成年後見制度の認知度などを把握するために、高齢者要望等実態調査（鳥栖市独自調査）を実施しました。

① ボランティア活動

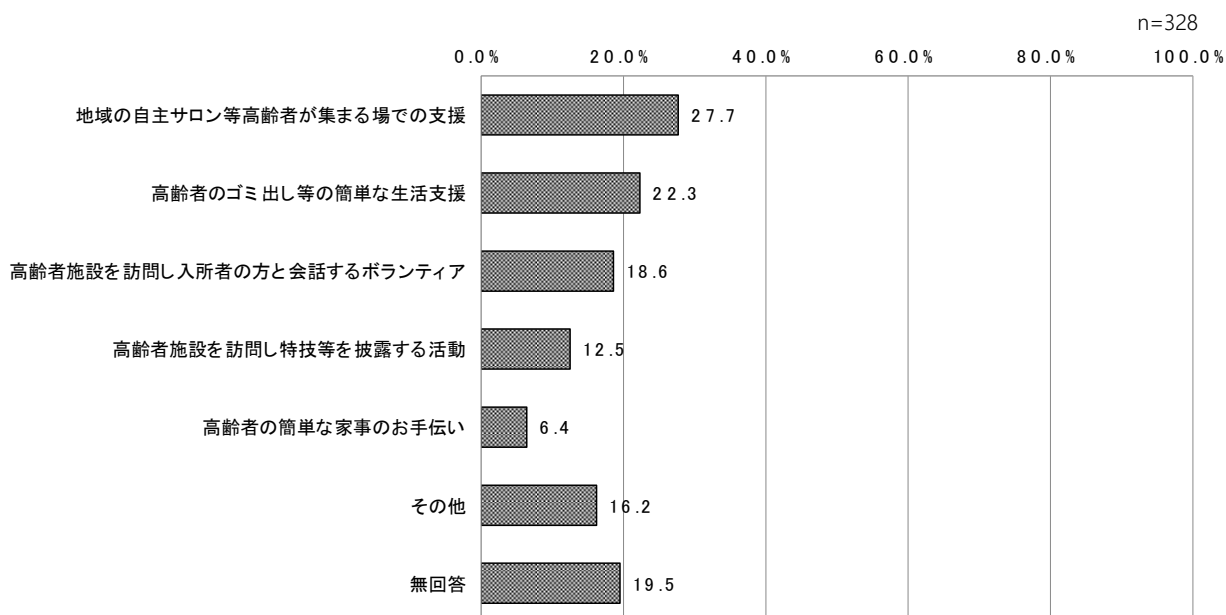
[ボランティア活動の参加意向]

ボランティア活動の参加意向は「したいと思わない」が45.0%で最も高く、次いで「わからない」(27.3%)、「したいと思う」(13.0%)、「すでにボランティア活動をしている」(10.5%)となっています。ボランティア活動の啓発活動の強化が必要です。



[参加してみたいボランティア活動]

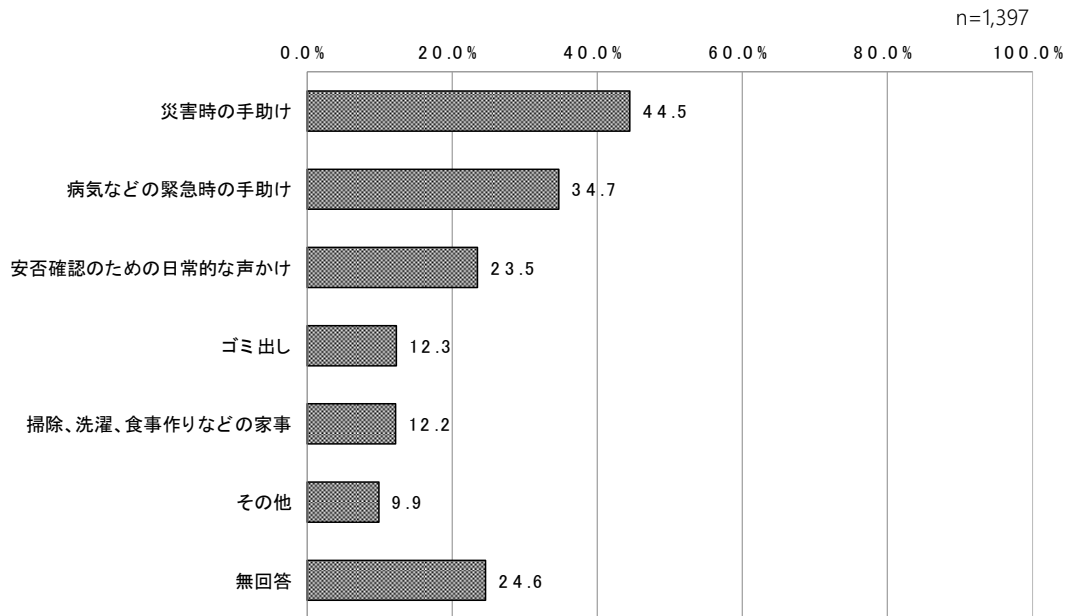
参加してみたいボランティア活動は「地域の自主サロン等高齢者が集まる場での支援」が27.7%で最も高く、次いで「高齢者のゴミ出し等の簡単な生活支援」(22.3%)、「高齢者施設を訪問し入所者の方と会話するボランティア」(18.6%)となっています。



②生活支援サービス

[地域で暮らし続けるために、まわりの人に助けてもらいたいこと]

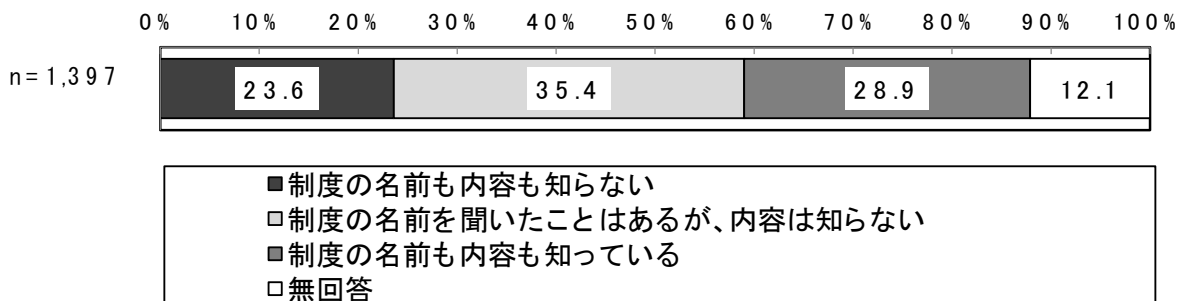
地域で暮らし続けるために、まわりの人に助けてもらいたいことは「災害時の手助け」が44.5%で最も高く、次いで「病気などの緊急時の手助け」(34.7%)、「安否確認のための日常的な声かけ」(23.5%)となっています。



③成年後見制度

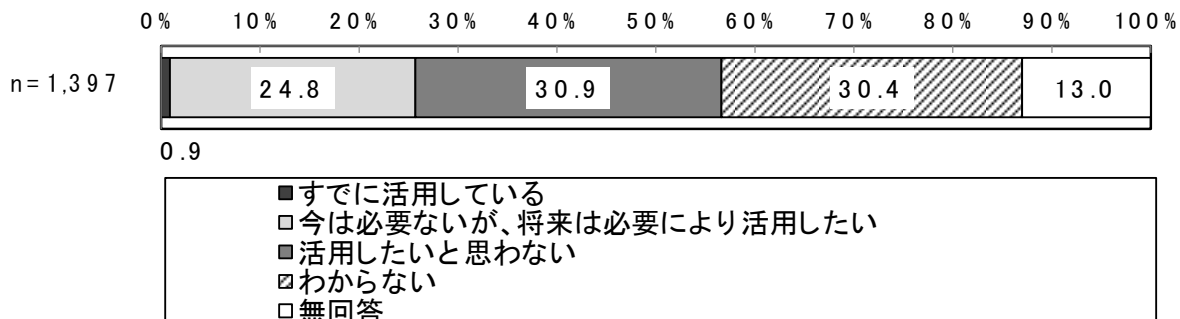
[成年後見制度の認知度]

成年後見制度の認知度は「制度の名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」(35.4%)の割合が最も高く、次いで「制度の名前も内容も知っている」(28.9%)、「制度の名前も内容も知らない」(23.6%)となっています。今後、制度の周知の強化が必要です。



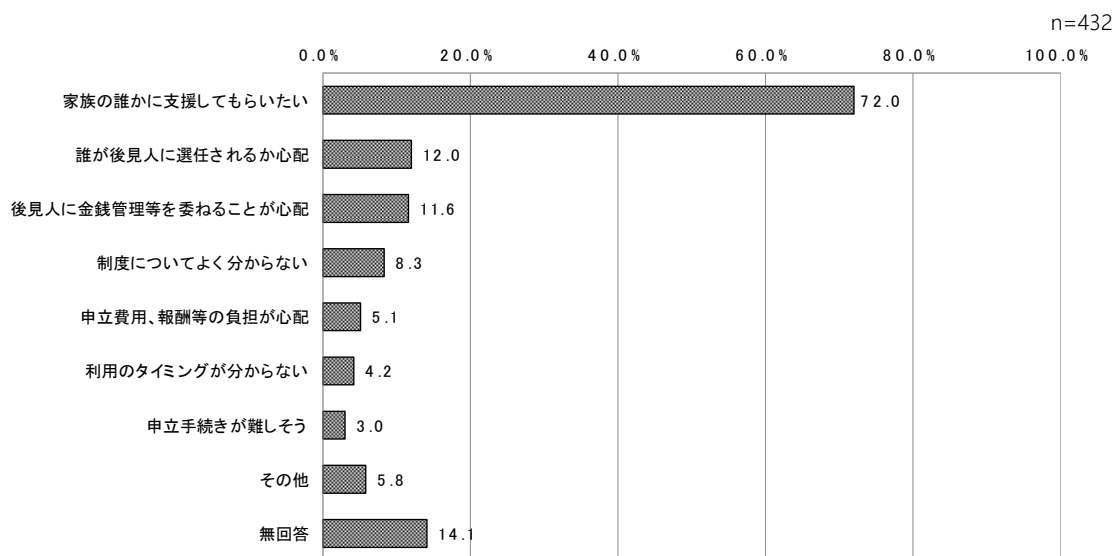
[成年後見制度の活用意向]

成年後見制度の活用意向は「活用したいと思わない」(30.9%)と「わからない」(30.4%)が同程度となっており、「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」は24.8%となっています。



[成年後見制度を活用したいと思わない理由]

成年後見制度を活用したいと思わない理由は「家族の誰かに支援してもらいたい」(72.0%)の割合が最も高く、次いで「誰が後見人に選任されるか心配」(12.0%)、「後見人に金銭管理等を委ねることが心配」(11.6%)となっています。



(4) 第8期計画（平成30年度～令和2年度）の評価・課題

基本目標1 地域参加と健康づくりの推進

(評価)

指標1 要支援・要介護認定者の割合

本市の令和2年10月1日現在の要支援・要介護認定者の割合は16.8%で、目標値の17.6%を約1ポイント下回り、目標値を達成しました。

指標	目標値 (令和2年)	現状値 (令和2年)	評価
要支援・要介護認定者の割合	17.6%	16.8%	○

(主な課題)

- 高齢者同士や世代間の交流、趣味や学習、ボランティア等の活動、就労など高齢者が様々な分野に積極的に参加していくことを支援するために介護予防事業や生きがいづくりの事業に取り組んでいます。しかし、参加者の固定化や減少がみられる事業があり、より多くの地域参加の機会形成や介護予防の取組促進のため、新規の参加者に向けた周知の強化が必要です。
- 一般介護予防事業の中には、活動の自主組織化に向けて事業の実施方法について検討を要する事業があります。

基本目標2 住み慣れた地域で生活継続と自立支援の推進

(評価)

指標2 「家族や友人・知人以外の相談相手」が『いない』高齢者の割合

令和元年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、「家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手」が『いない』と回答した割合は27.4%（前回：25.8%）となっており、目標値の22.8%を上回っています。

指標	目標値 (令和2年)	現状値 (令和元年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果)	評価
「家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手」の『そのような人はいない』の回答割合	22.8%	27.4%	×※

※ この調査項目を有する高齢者要望等実態調査（佐賀県が実施）について、令和元年度分は調査対象者の変更が行われているため、単純比較ができないが、評価としては未達成とします。

(主な課題)

- 住み慣れた地域での生活継続に向けた支援をより充実させるため、地域包括支援センターとの連携を一層強化することが必要です。
- 一人ひとりの防災に関する意識を高めるとともに、地域の各種組織・団体が連携を図り、地域全体の支援のネットワークづくりを行うなど、地域の防災力を向上させ、高齢者などの要配慮者の災害時に備える取組を継続する必要があります。
- 在宅福祉サービスの事業については、高齢者のニーズに照らし、見直しを要する事業があります。
- ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加し、成年後見制度利用のニーズが高まることが想定されるため、既存制度の周知を行うとともに、国の基本指針に基づく相談体制を検討する必要があります。

基本目標3 地域包括ケアシステムの深化・推進と多職種連携

(評価)

指標3 ニーズに応じた新たなサービス等の開発件数

第8期に新たに実施した事業は、生活支援体制の推進「生活支援コーディネーターの配置」、認知症施策の推進「認知症地域支援推進員の配置」「認知症初期集中支援チーム事業」の3件で、目標値を達成しました。

指標	目標値 (令和2年)	現状値 (令和2年7月現在)	評価
ニーズに応じた新たなサービス等の開発件数	令和2年度までに 新規開発件数 3件	3件	○

(主な課題)

- 介護・リハビリテーション・医療・看護・生活支援コーディネーターなどの多職種連携のさらなる深化や制度周知の一層の強化によって、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。
- 市民との意識の共有や地域づくりへのさらなる参加促進をするとともに、既存の地域資源の見える化や市民ニーズの集約を行い、地域課題の裏付けを明確化する必要があります。
- 認知症の人やその家族が住み慣れた地域での生活を継続するために、認知症に関する知識の普及・啓発や相談機関等の資源の周知を強化するとともに、認知症地域支援推進員等の専門職との連携を推進する必要があります。

(5) 地域が抱える課題（地域ケア会議より）

市内の4箇所の地域包括支援センターが行った地域ケア会議及び市主催の自立支援ケア会議（地域ケア会議）において検討された地域課題は、以下の4項目となっています。

地域課題① 地域のお世話役をしてくれる人材の確保や身近な通いの場が必要
～現状・問題点（主なもの）～ ・気軽に集まることが出来る高齢者の集いの場がない ・近隣住民との関わりが少ない ・リーダーシップをとれる人材不足
等

地域課題② 買い物が困難な方や、交通手段の不便な地域の住民が気軽に利用することが出来る移動手段の確保や生活支援サービスの検討が必要
～現状・問題点（主なもの）～ ・買い物に行くことが出来ない高齢者がいる ・移動販売の協議・検討が進んでいない ・公共交通機関が身近になく、ミニバスの本数が少ない（バス停も遠い） ・高齢者の運転割合が高い（認知症の人を含む）
等

地域課題③ 認知症高齢者の実態把握や地域住民への啓発の強化等、総合的な認知症高齢者支援が必要
～現状・問題点（主なもの）～ ・認知症によって、日常生活に支障をきたす高齢者が増加している ・認知症高齢者を見守る人も高齢化している ・認知症に対する地域住民の理解が不足している ・ごみ出しに支障がある高齢者がいる
等

地域課題④ 災害時等に早期に対応するための世帯状況把握や連携体制整備が必要
～現状・問題点（主なもの）～ ・近隣住民との関わりが少なく、災害時などお互いの支援ができない ・家族が同居しているが、日中は独居状態の高齢者を把握できていない ・線状降水帯等による冠水被害が増加してきている ・水害の起こりやすい地区の高齢化率が非常に高い
等

(6) 高齢者を取り巻く中長期的な課題

人口推計、各種アンケート調査、第8期計画検証結果及び地域ケア会議から把握した課題について、次のとおり整理しました。

課題1 高齢者の社会参加の促進

- 令和22(2040)年にかけて高齢者人口の増加が見込まれるため、高齢者の生きがいがづくりや趣味づくりにもつながるような社会参加の場の創出が必要。(人口推計、アンケート調査)
- 佐賀県全体に比べて、要支援・要介護認定を受けていない高齢者の社会参加の頻度が比較的低いため、今後一層の社会参加の促進を図っていくことが求められる。(アンケート調査、第8期計画検証結果)

課題2 通いの場などの身近な場所での介護予防と担い手の育成

- 後期高齢者人口が2040年にかけて増加することが見込まれる。さらに、要支援・要介護認定を受けていない高齢者でも、転倒リスクや運動器機能低下のリスクを抱える高齢者が一定数みられる。そのため、効果的な介護予防の取組が必要。(人口推計、アンケート調査、第8期計画検証結果)
- 近隣住民とのかかわりが少ない高齢者が増加しているため、気軽に集まることが出来る高齢者の集いの場が必要(地域ケア会議)
- 地域のお世話役をしてくれる人材の確保が必要。(アンケート調査、地域ケア会議)

課題3 高齢者のニーズに対応した生活支援のしくみの構築

- 後期高齢者人口が2040年にかけて増加することが見込まれるため、多様なニーズに対応した高齢者を支える仕組みの構築が必要。(人口推計)
- 買物が困難な方や交通手段の不便な地域の住民が、気軽に利用することができる移動販売や移動手段の確保などの多様な生活支援サービスが必要。(地域ケア会議)

課題4 認知症高齢者支援の推進

- 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加が予想される。そのため、認知症高齢者を取り巻く様々な問題・課題もより顕在化していくことが予想される。要支援・要介護を受けていない高齢者でも認知症リスクを抱える高齢者が一定数いることが想定されるため、地域における支援体制の構築・強化を図ることが必要。(人口推計、アンケート調査、第8期計画検証結果、地域ケア会議)
- 認知症への対応に不安を抱える介護者が多く、認知症等を有する要介護者を支える家族の支援の充実が必要。(アンケート調査)

課題5 災害等の緊急時の支援体制の整備

- 災害時の手助けの要望が多いことや避難場所を認知していない高齢者も一定数みられるため、一人ひとりが防災に関する意識を高めるとともに、各種関係機関や地域住民が連携し、緊急時に支援が必要な世帯の把握や支援体制の整備、避難場所等の周知の強化が必要。(アンケート調査、第8期計画検証結果、地域ケア会議)

第3章

計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

高齢者が、できる限り介護を必要とする状態に陥ることなく、住み慣れた地域で健康で生きがいを持って安心して暮らし続けるためには、超高齢社会への適切な対応と「自助・互助・共助・公助」の考え方による役割を踏まえた施策を展開することが重要です。

本計画では、従来の高齢者福祉計画の基本理念の考え方を踏襲しながら、第7次総合計画との整合を図り、高齢期の生活を地域全体で応援・支援することとし、「誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域を目指して」を基本理念と定め、市民一人ひとりの生活の中で基本理念が実現されるまちづくりに向けた取組を進めていきます。

〈基本理念〉（仮）

誰もがいきいきと暮らせる
住み良い地域を目指して

※

第7次鳥栖市総合計画（案）

基本目標4 誰もがいきいきと暮らせるまち

2. 計画策定の視点

高齢者の現状と将来推計及び基本理念を踏まえつつ、本計画は次のような視点から策定します。

視点1 社会参加への支援

- ★人との出会い、交流の場を創出し、高齢者の孤立を防止
- ★高齢者の社会参加を促進・拡大する取組を進める団体を支援
- ★高齢者が生きがいを持って活躍できる仕組みづくり

視点2 介護予防の推進

- ★介護予防活動への参加促進
- ★日常的に取り組む介護予防活動の啓発
- ★介護予防活動の担い手の育成及び自主組織化の推進

視点3 地域の支えあい

- ★高齢者のニーズに応じた必要な生活支援サービスを整備
- ★生活支援の担い手の育成
- ★地域共生社会の醸成

視点4 安心して暮らすためのしくみの構築

- ★災害の備え等に関する啓発や避難場所の周知
- ★緊急時に支援が必要な高齢者の把握
- ★緊急時に早期に対応するための仕組みづくり
- ★日常的な見守りと介護負担の軽減

視点5 認知症高齢者支援の推進

- ★認知症高齢者等への支援体制の推進
- ★家族介護者の支援の充実

視点6 専門職種との連携強化

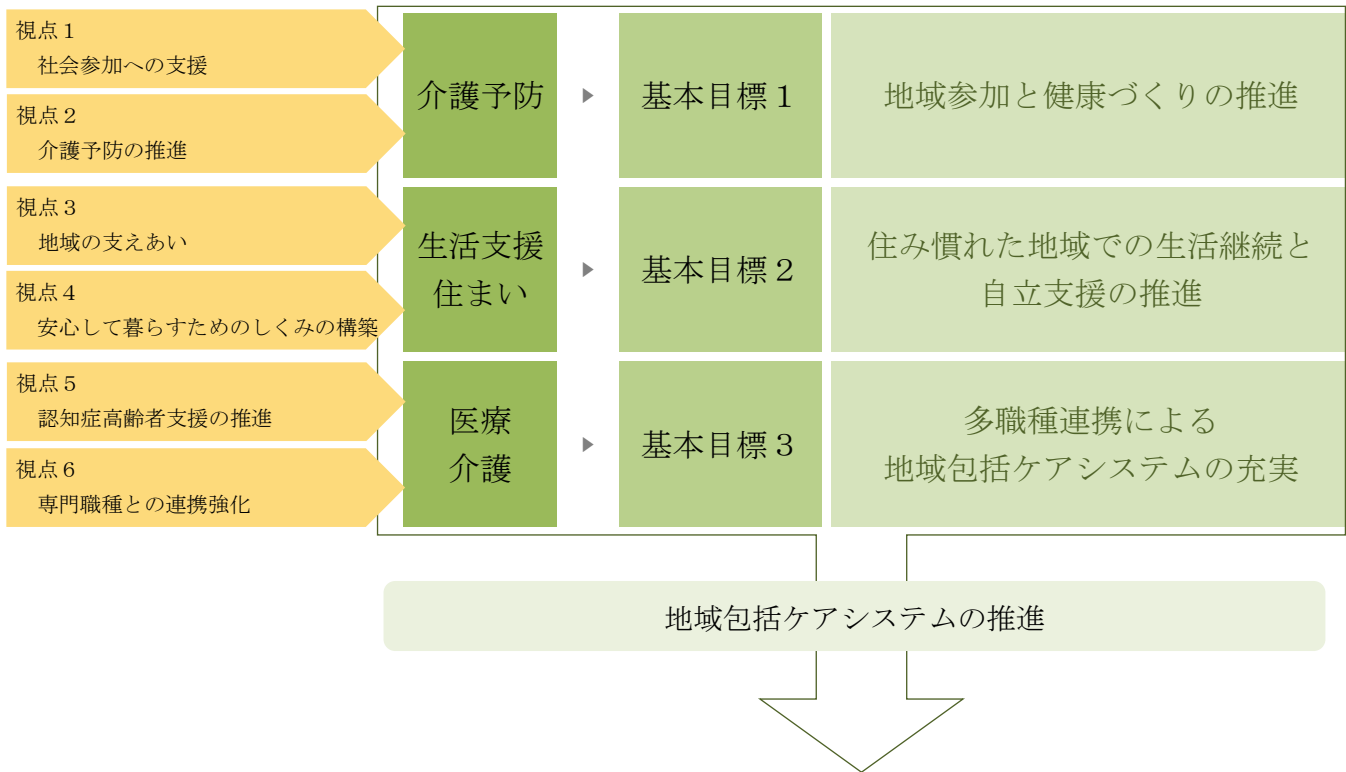
- ★在宅医療・介護連携の推進
- ★権利擁護・虐待防止対策の強化

3. 基本目標

基本理念として掲げた「誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域を目指して」の実現には、地域包括ケアシステムの推進が不可欠であるとともに、地域包括ケアシステムの推進こそが基本理念を実現していく上での要であると考えます。

そこで本計画では、地域包括ケアシステムの5つの構成要素である「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」をそれぞれの役割に基づいて互いに関係し、また、連携しながら、一体化して提供することにより、高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になった場合でも住み慣れた地域で自分らしく、安心して、健やかに生活できるまちを目指します。

そのため、計画策定の視点を踏まえながら、5つの構成要素と関連付けた3つの基本目標を設定して施策を進めます。

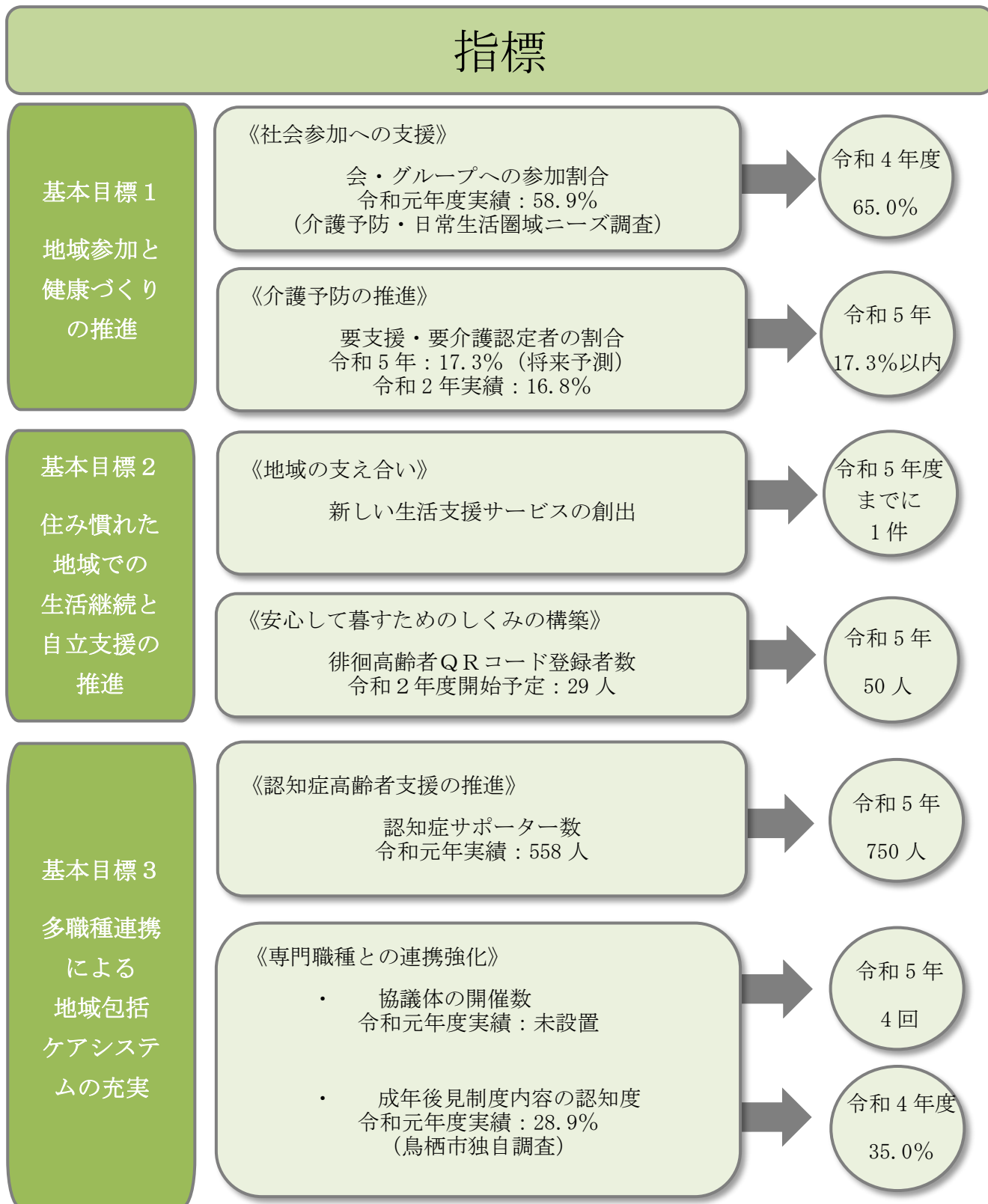


【基本理念】（仮）

誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域を目指して

【基本目標に対する指標の設定】

3つの基本目標に、各施策の取組の結果として得られる指標を設定し、その数値目標を掲げることで、基本目標の達成・進捗状況を確認・評価します。



基本目標 1 【介護予防】

地域参加と健康づくりの推進

高齢者は、地域において安心して生活できるよう支援を受ける側となるばかりではなく、地域とのつながりを持ちつつ「地域を支える担い手」として社会参加していくことも期待されます。高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって日常生活を過ごせるよう、明るく活力ある高齢社会とするためには、高齢者の多様な価値観が尊重され、意欲や能力に応じて自己実現を図り、主体的に生活できる環境を整備することが大切です。

そのため、スポーツ・レクリエーション、生涯学習、就労、世代間交流など、様々な分野での社会参加・生きがいづくりを促進するとともに、高齢者が自身の健康保持と社会貢献を意識し、社会の担い手として積極的に参加できるまちづくりに努めます。

また、健康上の問題がなく日常生活を送れる「健康寿命」を延ばし、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、元気に安心して暮らせるまちを目指すには、市民一人ひとりが自分自身の健康状態を把握し、日頃から健康への関心や目標をもって「健康づくり」に取り組むことが重要です。

そのためには、食生活改善や運動習慣の定着をし、健康管理への意識付け、生活習慣病予防や重症化予防などの健康意識を高め、健康的な生活を送ることが、高齢期の健康づくりや生きがいづくりの基礎となることを理解してもらうことが必要です。ライフステージに応じた適切な生活習慣や食習慣・運動習慣を身に着けることができるよう「うららトス 21 プラン」とあわせ、支援していきます。

さらに、令和2年度より実施された、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事業により、加齢に伴う身体的な機能低下や複数の慢性疾患を持つなど、様々な課題をもつ高齢者の特性に応じて、医療・介護・保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりに対して、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的に事業の推進を図ります。

加えて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行にともない、新しいライフスタイルに沿った地域参加や健康づくり活動の在り方を検討する必要があります。

基本目標2【生活支援・住まい】

住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯のさらなる増加が見込まれる中、日常生活上の支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整えることが一層求められます。

そのためには、介護保険サービス等の公的なサービスの充実はもとより、地域の実情に応じた見守りや支え合いの体制づくりを、住民同士のつながりや活動団体などの資源を生かしながら、それぞれの地域で進めることが重要です。

多様な生活支援サービスを提供する体制づくりのほか、高齢者の尊厳保持に向けた虐待防止や、成年後見制度などの権利擁護の取組を進めます。さらに、高齢者一人ひとりがその生活状況に応じた暮らしを生涯にわたって続けることができるよう、多様な住まいの確保などの居住環境の整備に取り組みます。

また、地域における支え合いの機運醸成に取り組むとともに、地域の資源やつながりを生かした支え合い活動の担い手の育成や活動の充実に向けた支援を進めます。加えて、地域包括ケアシステムを構築するうえで中核としての役割を担う地域包括支援センターによる支援の充実を図ります。

さらに近年、平成28年熊本地震や平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨及び令和元年7月豪雨など、近隣及び本市において甚大な被害をもたらす災害が多発しています。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、高齢者の日常生活をはじめ、高齢者福祉サービスにも大きな影響を与え、感染症拡大防止の視点を持った事業の工夫や見直しが必要となっています。

災害時には近所の助けが必要となる高齢者も多くなることが予測されます。県や鳥栖地区広域市町村圏組合、高齢者福祉施設や警察・消防、地域と連携し、災害時や感染症流行時の訓練の実施、対応策・防止策の周知啓発、発生時に備えた平時からの事前準備、発生時の代替サービスの確保等に向け更なる情報共有・連携を強化することで、災害時に必要な支援体制の構築を図ります。

基本目標 3 【医療・介護】

多職種連携による地域包括ケアシステムの充実

国では、令和元年 6 月に認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとしています。

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味であり、引き続き、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すこととしています。

また、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であるとしています。

認知症施策推進大綱においては、「①普及啓発・本人発信支援」「②予防」「③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」「④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」「⑤研究開発・産業促進・国際展開」の 5 つの施策の柱とそれぞれの KPI（目標）が定められているほか、市町村介護保険事業計画のなかで、教育、地域づくり、雇用等の他の分野との連携をしつつ、認知症施策を総合的に推進していくこととしています。

このため、本市でも「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症カフェをはじめとした認知症高齢者やその家族の居場所づくり、認知症サポーターや認知症地域支援推進など地域で支え合う仕組みづくり、認知症高齢者の権利擁護の充実、認知症初期集中支援チームをはじめとした医療・介護サービスの充実をより一層推進します。

また、地域包括ケアシステムの充実に向けては、在宅生活におけるさまざまな課題に対応できるよう、医療や介護をはじめとする専門職との連携を強化していく必要があります。そうすることで、必要な時に一体的なサービス提供が可能となり、医療依存度の高い方でも安心して自宅で今まで通りの生活を続けやすくなります。

さらに、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす生活支援コーディネーターの配置を進めます。

第4章

施策の展開

高齢者福祉計画 主要施策体系表

基本理念及び基本目標	6つの視点	各 施 策	頁 数	視点との関係						
				【視点1】 社会参加への支援	【視点2】 介護予防の推進	【視点3】 地域の支え合い	【視点4】 安心して暮らすための構築	【視点5】 認知症高齢者支援の推進	【視点6】 専門職種との連携強化	
【基本理念】（仮） 誰もがいきいきと暮らせる地域を目指して	【基本目標1】 介護予防 地域参加と健康づくりの推進	【視点1】 社会参加への支援	① 高齢者路線バス及びミニバス運賃助成事業(高齢者福祉乗車券)	55	◎			●		
			② 老人クラブへの支援	55	◎	●	●	●		
			③ シルバー人材センターへの支援	56	◎		●			
			④ サポーター事業	56	◎	●				
			⑤ まちづくり推進センター主催講座・教室	57	◎					
			⑥ 高齢者向け憩いの場事業	58	◎					
			⑦ 若さはつらつ教室(スポーツ・レクリエーション活動)	58	◎					
			⑧ 資源回収奨励金交付	59	◎		●			
			⑨ 高齢者趣味の作品展	59	◎					
			⑩ 敬老祝金	60	◎					
			⑪ 敬老会補助金	60	◎		●			
			⑫ 長寿高齢者訪問	61	◎					
【基本目標1】 介護予防 地域参加と健康づくりの推進	【視点2】 介護予防の推進	① 地域巡回介護予防支援	62	●	◎				●	
		② 元気が出る学校 【追加】	62		◎			●	●	
		③ 元気クラブ	63	●	◎	●			●	
		④ 通いの場立ち上げ支援事業(とすこ体操)	64	●	◎	●	●	●	●	
		⑤ 介護予防サポーター養成事業	64	●	◎	●				
		⑥ いきいき健康教室	65		◎				●	
		⑦ ロコモーショントレーニング教室	66	●	◎					
		⑧ ふまねっと運動教室	66	●	◎					
		⑨ TOSUSHI音楽サロン	67	●	◎					
		⑩ 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業 【追加】	68		◎				●	
		⑪ 高齢者食生活改善	68		◎				●	
		⑫ 自主活動支援	69	●	◎					
		⑬ 介護予防講演会事業	69		◎		●			
		⑭ 介護予防訪問型サービス	70		◎					
		⑮ 自立支援訪問型サービス	70		◎					
		⑯ 生活リハビリ通所型サービス	71		◎					
		⑰ ハツラツ通所型サービス	71		◎					
		⑱ ステップアップ通所型サービス	72		◎					
【基本目標2】 生活支援・住まい 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進	【視点3】 地域の支え合い	① 生活支援コーディネーターの配置	73	●		◎	●		●	
		② 協議体の設置	73	●		◎	●		●	
		③ ふれあいネットワーク事業	74			◎	●	●		
		④ 生活支援サービス事業	75			◎	●			
		⑤ 買物支援協力店	75			◎	●			
		⑥ ごみ出し支援サービス事業	76			◎	●			
【基本目標2】 生活支援・住まい 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進	【視点4】 安心して暮らすための構築	① 高齢者見守りネットワーク事業	77			●	◎	●		
		② 食の自立支援事業	77			●	◎			
		③ 緊急通報システム事業	78				◎			
		④ 福祉電話事業	79			●	◎			
		⑤ 高齢者紙おむつ等支給事業	79				◎			
		⑥ 在宅寝たきり老人等介護見舞金	80				◎	●		
		⑦ 特殊ベッド・車椅子貸出事業	80	●		●	◎			
		⑧ 家族介護者交流会事業	81				◎	●	●	
		⑨ 福祉有償運送	81			●	◎			
		⑩ 市営住宅への入居支援	82				◎			
		⑪ 「消費者被害防止」出前講座	82				◎			
		⑫ 災害時の備え	83			●	◎			
【基本目標3】 医療・介護 多職種連携による 地域包括ケアシステムの充実	【視点5】 認知症高齢者 支援の推進	① 認知症サポーター養成講座	84			●	●	◎	●	
		② 認知症地域支援推進員の配置	84			●	●	◎	●	
		③ 認知症カフェ事業	85	●		●	●	◎	●	
		④ 認知症初期集中支援推進事業	85			●	●	◎	●	
		⑤ 認知症相談室事業	86				●	◎	●	
【基本目標3】 医療・介護 多職種連携による 地域包括ケアシステムの充実	【視点6】 専門職種との 連携強化	① 地域包括支援センター運営事業	87	●	●	●	●	●	◎	
		② 地域ケア会議	88			●	●	●	◎	
		③ 自立支援ケア会議	89			●	●	●	◎	
		④ 成年後見制度利用支援事業	89				●	●	◎	
		⑤ 成年後見制度利用の促進事業	90					●	◎	
		⑥ 養護老人ホームへの老人保護措置	91				●		◎	
		⑦ 高齢者虐待相談対応事業 【追加】	92				●	●	◎	
		⑧ 在宅医療・介護連携推進事業	93				●		◎	

◎主な視点 ●関連する視点

【追加】・・・第8期計画以前から既に取り組んでいたもので、今期計画で新たに掲載する事業

基本
目標

1

～ 介護予防 ～

地域参加と健康づくりの推進

視点1 社会参加への支援

① 高齢者路線バス及びミニバス運賃助成事業（高齢者福祉乗車券）

事業内容

市内に居住する75歳以上の者又は70歳以上で運転免許証を自主返納若しくは更新しなかった者に対し、高齢者福祉乗車券を交付し、当該乗車券が使用された路線バス・ミニバスについて運賃を助成し、高齢者の社会参加の促進を図ります。

〈現状〉

高齢者の社会参加の促進に寄与している。対象者に占める購入者の割合は一定程度で推移している一方、74歳以下の購入者数が増加しており、運転免許自主返納者や更新を見合わせた者に対し本事業が浸透してきている。

〈施策の方向性〉

今後も、関係課と連携して対象者に活用を促すとともに、継続して助成を行うことで、高齢者の社会的活動や外出を支援します。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
実購入者数(人)	509	574	550	570	590	610

② 老人クラブへの支援

事業内容

高齢者の社会活動の場として地域福祉の向上に大きな役割を果たしている鳥栖市老人クラブ連合会に対し支援をしています。

鳥栖市老人クラブ連合会を中心に、各町区に老人クラブが結成され、「のぼそう健康寿命、担おう地域づくりを」をメインテーマとして活動しています。同会の活動は、講演会、研修会、鳥栖市老人福祉大会の開催、県スポーツ大会への参加、グラウンド・ゴルフやペタンクの大会、花づくり事業の実施、また伝承活動など多方面にわたっています。

〈現状〉

高齢者の社会活動の重要な場であり、その運営を支援しています。会員増強活動として、地域での健康維持活動や多様な研修の開催、広報活動に尽力されています。

〈施策の方向性〉

高齢者の生きがいをづくりの観点から、運営への支援を強化し、活動内容の広報などを通じて地域への理解を促しながら、会員の増加や活動の拡大を支援します。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
会員数(人)	3,032	2,859	2,714	2,690	2,735	2,760
クラブ数(件)	39	38	38	38	38	38

③ シルバー人材センターへの支援

事業内容

シルバー人材センター運営への支援を行うことにより、高齢者の就労を促進し、生きがいをづくりの支援と社会参加の促進、ボランティア意識の醸成を図ります。シルバー人材センターでは、一般企業等の軽作業をはじめ、植木の剪定や福祉・家事援助サービスなど様々な業務を行っています。

〈現状〉

現段階では会員数、受注件数、就業実人数・延べ人数は、ほぼ横ばいとなっています。新型コロナウイルス感染症対策のため、受注件数の減少がありました。

〈施策の方向性〉

超高齢社会である今日、定年を迎えても就労意欲は高く、そのニーズは多様化しているといえます。

今後も高齢者の社会参加を促すため、活動内容・組織状況を確認し、会員の拡大、センターの広報、就業機会の確保などを支援します。

④ サポートィア事業

事業内容 (鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業)

高齢者福祉施設等での手伝いや地域活動の補助を行うボランティア(サポートィア)を養成し、社会活動の場を提供することで、高齢者自身の介護予防につながる体制整備を目指します。

〈現状〉

平成30年度に始まり、令和元年度末時点でサポーター115名、サポーター活動場所19カ所（そのうちまちづくり推進センター10カ所）で活動されています。

〈施策の方向性〉

より多くの方の参画を促すとともに、活動場所の充実を図るため、広報、周知を行います。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
登録人数（人）	86	115	120	130	140	150
活動場所数（場所数）	14	19	21	23	25	27

⑤ まちづくり推進センター主催講座・教室

事業内容

各まちづくり推進センターにおいて、一般教養・趣味教養の講座・教室等を開催しています。

〈現状〉

毎回異なるテーマで見識を深める一般教養講座をはじめ、手作り教室、料理教室、健康体操教室、歴史教室、手芸教室などの趣味教養の講座やパソコン教室を開催しており、高齢者の社会参加の場となっております。

〈施策の方向性〉

高齢者の生きがいづくりの場であることはもちろん、地域で活動をするきっかけや世代を越えた交流の場となるよう、今後も事業のテーマなどを検討しながら事業を継続する必要があります。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
高齢者も参加できる講座・教室数	105	102	99	105	105	105

⑥ 高齢者向け憩いの場事業

事業内容

中央老人福祉センター及び各まちづくり推進センターにおいて、地域の高齢者が健康で明るい生活を営むため、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための憩いの場を提供し、高齢者の生きがいがいづくりと交流の場の確保を図ります。

高齢者の外出の促進及び孤立感の解消を目的に、中央老人福祉センターと若葉まちづくり推進センターで入浴事業を実施しているほか、教養、娯楽及び交流の場として囲碁・将棋、グラウンドゴルフ、カラオケ等の活動を行っています。

〈現状〉

地域活動の拠点機能とともに、地域の高齢者の憩いの場としての機能を有し、地域住民の福祉の増進につながっています。

中央老人福祉センター及び若葉まちづくり推進センターでは、入浴という生活行為を中心に、趣味活動等の社会交流の場としての役割を担っています。

〈施策の方向性〉

高齢者の地域活動への参加を促進する取組として今後も継続して実施するとともに、自主組織化への移行も見据え検討します。

項 目	実 績			見 込 み		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
憩いの場事業（箇所）	16	17	17	17	17	17

⑦ 若さはつらつ教室（スポーツ・レクリエーション活動）

事業内容

だれでも手軽にできる太極拳・ヨガを通じた健康増進及び体力の保持を図ることを目的としています。

〈現状〉

各まちづくり推進センターにおいて、太極拳教室やヨガ教室を4月から11月（全12回×8地区）まで開催しています。

〈施策の方向性〉

若さはつらつ教室は、健康づくりだけでなく、参加者同士のコミュニケーションの場にもなっており、今後も推進します。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
開催数(回)	95	93	64	96	96	96
参加者数(人)	1,145	1,220	700	1,300	1,600	1,900

⑧ 資源回収奨励金交付

事業内容

町内会、老人会、子どもクラブ等の営利を目的としない団体に対し、回収した資源物の数量に応じて奨励金を交付することにより、リサイクルの推進を図ります。市民自らが資源回収することで、分別方法の理解やごみ減量への意識が高まることが期待でき、資源回収活動を通じて住民同士のコミュニティ活性化にもつながります。

〈現状〉

資源物を自主的に回収している町内会や老人会などに対し、奨励金を交付することで団体の活動を支援しています。

〈施策の方向性〉

リサイクルの推進を図るだけでなく、高齢者を含む多様な団体が参画できる取組であることから、今後も推進します。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
団体数	93	91	91	92	93	93
回収量(kg)	780,289	730,920	650,000	741,000	743,000	745,000

⑨ 高齢者趣味の作品展

事業内容

市内居住の60歳以上の者を対象に、趣味で励まれている絵画、書、写真、手芸、工芸などの作品を11月に市役所市民ホールにおいて展示しています。

〈現状〉

例年、市内で活動するサークルなどの団体を中心に約60点の出店があります。

〈施策の方向性〉

趣味などの活動や発表の場は、生きがいくりにつながっており、その支援のため、今後も継続していきます。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
出展者数（人）	60	66	60	60	60	60

⑩ 敬老祝金

事業内容

市内に居住する高齢者に対し、その長寿を祝福し、祝金を支給して敬老の意を表します。

〈現状〉

敬老の意を表し、長寿を祝福するために事業を実施しています。令和2年度、新たな生活様式として、非接触方式による支給を実施しました。

〈施策の方向性〉

敬老の意を表し、長寿を祝福するため、今後も継続して実施します。

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
支給者数（人）	1,215	1,205	1,329	1,443	1,486	1,449

⑪ 敬老会補助金

事業内容

各町区で開催される敬老会に対し、敬老会主催者へ補助金を交付し、地域の高齢者間の交流を促すとともに敬老意識の醸成を図ります。

〈現状〉

全町区において、敬老会が開催されています。

〈施策の方向性〉

敬老会は、地域の高齢者が集まる機会のひとつであり、地域づくりの一環となっているため、今後も継続して実施します。

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
補助対象者数（人）	8,031	8,291	8,239	8,239	8,553	8,914

⑫ 長寿高齢者訪問

事業内容

毎年9月に、市長が対象者を訪問し、記念品を贈呈することで敬老の意を表します。市内高齢者の年齢上位10名を対象としています。

〈現状〉

上位10名の希望者に対し、市長が訪問し、敬老の意を表しています。

〈施策の方向性〉

長寿を祝い、敬老の意を表するため、今後も継続して実施します。

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
長寿高齢者訪問数	8	8	2	10	10	10

視点2 介護予防の推進

① 地域巡回介護予防健診

事業内容

町区の公民館等を訪問し、介護予防健診を実施することで、閉じこもり、認知症等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげます。

〈現状〉

平成30年度に開始し、2年間で約4割（33町区）の実施となっています。個別支援を要する方に対しては、適切なサービスの勧奨を行っています。

〈施策の方向性〉

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の事業と連携し、介護予防が必要な高齢者の早期発見ができるよう推進します。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
開催数(回)	19	16	5	32	40	45
参加者数(人)	338	228	75	480	600	675

※ 令和3年度以降は通いの場等で実施予定

② 元気が出る学校

[追加]

事業内容

多職種による身体機能・認知機能向上トレーニングの実施、栄養改善・口腔機能向上及び買物支援を通じた生活機能向上訓練を組み合わせた4ヵ月間の短期集中型の介護予防教室を実施することで、要介護状態等となることを防ぎます。

〈現状〉

令和元年度から事業を開始し、体力測定では参加者の半数以上が維持・改善しています。基本チェックリストの結果では、特にうつリスクの改善率が高く、事業参加により前向きな気持ちに変化しています。終了後は参加者の状態に応じて介護保険サービスや多様なサービスへの移行などにつながることができています。

〈施策の方向性〉

短期間での機能向上を目指し専門職種との連携を強化するとともに、適正なサービスへの振り分け機能をもつ事業として、個別支援を強化し、今後も推進します。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
開催数(回)	—	44	38	48	48	48
参加者数(人)	—	309	266	480	576	672
基本チェックリストの改善項目	—	—	—	1項目以上	1項目以上	1項目以上

③ 元気クラブ

事業内容

介護予防サポーター等により運営する通所型サービスです。運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能向上のためのプログラムや買物支援を提供することにより、加齢等に伴う心身の機能低下を予防し、要介護状態等となることを防ぐとともに、自分らしい自立した生活の維持・向上を図ります。

〈現状〉

平成29、30年度は通所型サービス(B型サービス)として実施していましたが、令和元年度に一般介護予防事業に移行しました。平成30年度は4カ所、令和元、2年度は2カ所での実施となっています。

〈施策の方向性〉

「元気になる学校」卒業後の受け皿としての役割を担うとともに、介護予防サポーターが活躍し、地域の支えあいの体制づくりにつながる取組であることから、今後も推進します。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
開催数(回)	196	86	70	96	96	96
参加者数(人)	984	539	420	960	1,152	1,344
基本チェックリストの改善項目	—	—	—	1項目以上	1項目以上	1項目以上

④ 通いの場立ち上げ支援事業（とすっこ体操）

事業内容

介護（介護予防）サービス終了者の受皿及び地域コミュニティの拠点として、町区の公民館等の身近な場所において、住民主体で週1回以上開催する通いの場の立ち上げを支援し、介護予防に資する体操（とすっこ体操）の普及を図ります。

立ち上げの際には、1ヶ月程度リハビリ等の専門職種による支援を行い、立ち上げ後は、3ヶ月、6ヶ月、1年と継続した支援を行います。

〈現状〉

市内全75町区のうち、約4割の町区において通いの場が立ち上がっています。

〈施策の方向性〉

住民相互の連携を深め、見守り体制の構築や閉じこもり予防の推進につながる取組であることから、市内全ての町区における通いの場の立ち上げを目指します。

項 目	実 績			目 標		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
通いの場数（ヶ所）	29	33	36	40	45	50

⑤ 介護予防サポーター養成事業

事業内容

介護予防に関する知識、技術等を習得するための講座を開催することにより、地域で活動する介護予防サポーターを養成します。介護予防サポーター自身の心身機能の維持向上を目指すとともに、介護予防の担い手としての活動につなげます。

〈現状〉

高齢者を支える担い手確保のため、介護予防の基礎的な知識習得のための講座と実習を組み合わせたカリキュラムにより養成を行っています。

〈施策の方向性〉

地域で活動できる場の創出と研修等を展開することで、高齢者自身の健康の維持向上及び地域で支えあう担い手の確保につながる取組であることから、今後も推進します。

項 目	実 績			目 標		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込 み)	R3年度	R4年度	R5年度
開催数(回)	12	11	9	12	12	12
介護予防サポーター 養成人数(人)	82	77	63	96	120	144
新規認定者数(人)	—	—	—	5	10	15

⑥ いきいき健康教室

事業内容

自宅でもできる体操や認知症を予防する方法などを習得する機会を提供することで、心身機能の低下を予防します。また、地域ボランティア活動などの普及啓発を行います。

健康講話、運動実技指導、口腔ケア実技指導・講話、栄養改善講話、音楽教室など多様なメニューの実施を通して、高齢者の健康づくりに取り組みます。

〈現状〉

平成30年度までは、各まちづくり推進センター(分館)での定期開催と町区公民館等に出向く出前方式での開催の2形式で実施していましたが、令和元年度から、町区等の団体の自主的な予防の活動を促す取組と位置付け、出前方式のみでの開催としています。

〈施策の方向性〉

地域での自分らしい自立した生活を促すとともに、地域活動への積極的な参加を推進するため、今後も推進します。

項 目	実 績			目 標		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
開催数(回)	124	58	30	40	60	70
参加者数(人)	1,812	1,181	450	600	1,200	1,400

⑦ ロコモーショントレーニング教室

事業内容

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防のため、ストレッチ、筋力トレーニング、リズムダンスなどを実施します。要支援、要介護状態を予防し、自立した日常生活営むことができるよう支援するとともに、自主活動グループやボランティア活動の啓発を通して人材育成を行います。

各まちづくり推進センター（分館）にて開催し、健康運動指導士等による運動を実施しています。

〈現状〉

日常的な運動習慣を定着させ、バランス能力の指標となる開眼片足立ちは有意に改善が見られています。

〈施策の方向性〉

日常的な運動習慣の定着及び高齢者のボランティア活動の啓発につながるため、継続して実施するとともに、自主組織化への移行を見据えた取組を検討していきます。

項 目	実 績			目 標		
	H30年 度	R元年度	R 2年度 (見込み)	R 3年度	R 4年度	R 5年度
開催数（回）	32	31	32	36	36	36
参加者数（人）	1,147	1,120	480	2,160	2,160	2,160
体力測定の改善項目	—	—	—	1項目 以上	1項目 以上	1項目 以上

⑧ ふまねっと運動教室

事業内容

リズムに合わせて網目を踏まないようにステップを踏む「ふまねっと運動」を実施し、歩行状態やバランス、認知機能の改善を図ります。

また、地域のボランティアの参画を促し、地域コミュニティの強化を図ります。

各まちづくり推進センター（分館）にて月2回開催しています。

〈現状〉

年間を通じて定期開催をしていることから、リピーターで参加している方が多く、運動及び認知機能向上だけでなく、地域コミュニティとしての役割も大きく果たしています。

〈施策の方向性〉

運動実施による心身機能低下を予防するとともに、運動指導者としての参加促進による地域コミュニティの強化につながる取組であるため、継続して実施します。また、自主組織化への移行を見据え関係機関と連携します。

項 目	実 績			目 標		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
開催数（回）	192	174	144	192	192	168
参加者数（人）	2,715	2,541	2,160	2,880	2,880	2,520

※ 令和5年度は1地区自主組織としての活動を想定

⑨ TOSUSHI 音楽サロン

事業内容

音楽療法の手法を用いて、音楽を聴く、歌をうたう、音楽を奏でる等の「音楽活動」と「身体活動」等を意図的、計画的、継続的に実践することにより、心身の健康保持及び増進につなげ、要支援・要介護状態になることを予防します。

〈現状〉

令和2年度から、市内全8地区のまちづくり推進センター（分館）で開催しています。

〈施策の方向性〉

音楽活動を通して生きがいや仲間づくりを促します。社会性の拡大及び介護予防や心身機能の向上につながるため、継続して実施するとともに、自主組織化への移行を見据えた取組も検討していきます。

項 目	実 績			目 標		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
開催数（回）	48	47	52	64	64	64
参加者数（人）	782	680	728	960	1,280	1,600
基本チェックリストの 改善項目	—	—	—	1項目 以上	1項目 以上	1項目 以上

⑩ 高齢者の保健事業と介護予防の一体化学業

[追加]

事業内容

加齢に伴う身体的な機能低下や複数の慢性疾患をもつ等様々な課題がある高齢者の特性に応じて、医療・介護・健診などのデータを一体的に分析し、高齢者に対する個別の支援や通いの場等へ積極的な関わりを行い、高齢者の健康増進を図ります。

〈現状〉

高齢者の医療・介護・健診等のデータを一体的に分析します。また、保健師や管理栄養士が、健診や医療・介護を受けていない方（健康状態不明者）や低栄養、生活習慣病等の重症化予防のため保健指導を行い、必要に応じて医療機関への受診勧奨や介護サービスにつなげています。

通いの場においては、専門職が積極的に関わり、フレイル予防についての集団教育を実施しています。

〈施策の方向性〉

人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進及び介護予防を推進します。

項 目	実 績			目 標		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
フレイル健診受診者数 (人)	1,736	1,853	1,928	2,180	2,347	2,515
フレイル健診受診率 (%)	21.5	22.2	23.0	26.0	28.0	30.0

※ 後期高齢者健康診査市町別受診状況より把握

⑪ 高齢者食生活改善

事業内容

加齢に伴い減少していく筋肉量や筋力を維持するため、高齢者に必要な栄養摂取を推進し、フレイル及び介護予防を目指します。

〈現状〉

食生活改善推進員が、年2回、各地区まちづくり推進センターで高齢者の食生活に関する講話と料理教室を実施しています。

〈施策の方向性〉

高齢者やその家族を対象に、ライフステージごとに必要な食品を選択する力をつけられるよう支援します。

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
開催数(回)	16	16	中止	16	16	16
参加者数(人)	290	296	中止	320	320	320

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、事業中止。

⑫ 自主活動支援

事業内容

生活習慣の改善、疾病予防や介護予防を目的とし、自主グループに定期的に指導を行い、効果的な運動の継続を勧めます。

〈現状〉

まちづくり推進センター等において、週に1回自主活動をしています。また、2か月に1回は、健康運動指導士による指導を行っています。

〈施策の方向性〉

運動の自主グループを支援することにより継続的に運動を勧め、介護予防の推進をします。

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
開催数(回)	537	451	214	336	336	336
参加者数(人)	9,921	7,772	5,460	6,620	6,620	6,620

⑬ 介護予防講演会事業

事業内容

一般住民向けの介護予防に関する講演会を開催し、認知症や介護予防に対する理解を深める取組を実施します。毎年11月頃に開催しています。

〈現状〉

平成30年度は4年に1回実施する「介護の日フェスタ」として、講演会だけでなく展示や相談ブースもあったことから、多数の方が参加し、介護予防に関する普及啓発ができました。

〈施策の方向性〉

介護予防に関する知識や技術を広く一般市民等に周知することにより、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを目指すため、鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、推進します。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
開催数(回)	1	1	中止	1	1	1
参加者数(人)	259	62	中止	150	150	150

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、事業中止。

⑭ 介護予防訪問型サービス

訪問型サービス（従来相当サービス）

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

訪問介護員等が居宅を訪問し、利用者が自立した生活を継続できるように、入浴などの身体介護や掃除、調理などの生活支援を行います。

〈現状〉

介護予防訪問型サービスは、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業者がサービスの対象となり、介護予防訪問型サービスを提供しています。

〈施策の方向性〉

介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後とも介護予防訪問型サービスを広報、周知を行います。

⑮ 自立支援訪問型サービス

訪問型サービス（A型サービス）

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

介護予防訪問型サービスの運営基準を緩和した、一定の研修を修了した職員等により生活援助を提供するサービスです。

訪問介護員等が居宅を訪問し、掃除や調理等を利用者と一緒に行い、利用者の自立を目指します。

〈現状〉

自立支援訪問型サービスは、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業者がサービスの対象となり、自立支援訪問型サービスを提供しています。

〈施策の方向性〉

介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後とも自立支援訪問型サービスを広報、周知を行います。

⑯ 生活リハビリ通所型サービス

通所型サービス（従来相当サービス）

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

入浴・食事などの必要な日常生活上の支援や身体の機能が低下しないような運動を行い、生活機能の維持又は向上を目指します。

〈現状〉

生活リハビリ通所型サービスは、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業者がサービスの対象となり、生活リハビリ通所型サービスを提供しています。

〈施策の方向性〉

介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後とも生活リハビリ通所型サービスを広報、周知を行います。

⑰ ハツラツ通所型サービス

通所型サービス（A型サービス）

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

生活リハビリ通所型サービスの運営基準を緩和したサービスです。

必要な日常生活上の支援や様々な活動を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

〈現状〉

ハツラツ通所型サービスは、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業者がサービスの対象となり、ハツラツ通所型サービスを提供しています。

〈施策の方向性〉

介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後ともハツラツ通所型サービスを広報、周知を行います。

⑱ ステップアップ通所型サービス

通所型サービス（C型サービス）

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

入院や生活習慣の変化による生活不活発病の解消のため、短期集中的な機能向上プログラムを提供するサービスです。

保健・医療の専門職が、短期間、集中的に運動・栄養・口腔・認知機能向上のプログラムを実施することで、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

〈現状〉

ステップアップ通所型サービスは、要支援者、総合事業対象者がサービスの対象となり、鳥栖地区広域市町村圏組合管内は3事業所となっています。

〈施策の方向性〉

介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後ともステップアップ通所型サービスを広報、周知を行います。

基本 目標 2

～生活支援・住まい～

住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

視点3 地域の支え合い

① 生活支援コーディネーターの配置

事業内容

生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たします。平成30年4月から、本市社会福祉課に第1層（1名）、市内4地域包括支援センターに第2層（各1名ずつ）を配置しています。

〈現状〉

生活支援コーディネーターの役割として、次のような業務を実施しています。

- ・地域のニーズと資源の状況の見える化
- ・地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ・関係者のネットワーク化
- ・目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ・生活支援の担い手の養成やサービスの開発 等

また、令和元年度には、支え合いの地域づくりをテーマに「市民公開講座」を開催しました。

〈施策の方向性〉

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、各圏域内での住民との意識の共有や地域づくりへの参画促進を図ります。

② 協議体の設置

事業内容

各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを協議体として位置づけ、設置します。

〈現状〉

地域住民や支援者、サービス提供主体など多様な主体が負担感なく、同じ方向性をもって地域での支え合いに参画し、よりよい地域を形成するための場となるよう、既存の会議体等とのすみ分けや統合を図りつつ設置の検討をする必要があります。平成30年度より各地区に生活支援コーディネーターを配置し、既存組織への理解を深め、地域資源の見える化やニーズの集約を行っています。

〈施策の方向性〉

協議体を設置し次の業務を所掌します。

- ・ 地域資源と地域ニーズの把握及び問題提起に関すること
- ・ 生活支援サービス等の企画や立案、方針等に関すること
- ・ サービス提供や支援の担い手の養成に関すること
- ・ 関係者の情報共有やネットワークの構築に関すること
- ・ 生活支援コーディネーターの配置等に関すること
- ・ その他生活支援体制の充実、強化に関すること等

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
協議体の開催（回）	近隣調査	設置検討	庁内協議	設置	2	4

③ ふれあいネットワーク事業

事業内容

地域住民がひとり暮らし高齢者などを訪問し、相談相手や話し相手となることで高齢者の不安感や孤独感の解消に努めます。地域の中から募ったネットワーク活動協力会員がひとり暮らし高齢者などを訪問し、生活、健康状態の観察や話し相手、相談相手となっています。

〈現状〉

高齢化の進展や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しているため、高齢者の不安感・孤独感の解消を目的とした本事業の重要性は高まっています。

ネットワーク協力会員の負担感が増大しており、訪問回数・ネットワーク協力会員数共に減少傾向にあります。

〈施策の方向性〉

高齢化の進展や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。ひとりになることへの不安を抱える高齢者が増加することが予想されるため、今後も継続して実施します。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
訪問回数(回)	43,004	37,405	39,546	42,279	44,781	47,434
ネットワーク協力会員 (人)	809	792	800	800	800	800
対象者数(人)	330	330	341	356	369	382

④ 生活支援サービス事業

事業内容

高齢者が日常生活を営む上で必要な簡単な支援のうち、介護保険では対応できない短時間のもの等について、ボランティアによる支援を提供します。

〈現状〉

生活支援が可能なボランティアの育成、生活支援ニーズと支援を必要とする人とのマッチングの仕組み、生活支援を提供した場合の支払いの仕組み等について調査研究を行っています。

〈施策の方向性〉

生活支援が可能なボランティアの育成、生活支援ニーズと支援を必要とする人とのマッチングの仕組み、生活支援を提供した場合の支払いの仕組み等について整理し、事業実施を目指します。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
生活支援サービスの実施	—	—	—	事業検討	制度設計	事業開始

⑤ 買物支援協力店

事業内容

身体機能の低下や移動手段が確保できない等の理由で買い物に支障がある方に対し、民間事業者による取組の周知などの支援を行います。

〈現状〉

生活支援コーディネーター等と連携し、店舗で購入したものや自宅で注文した商品を配達するなどの「買物支援」をされている店舗を掲載した「鳥栖市買物支援協力店」を作成し、資源の見える化を行っています。

〈施策の方向性〉

今後も民間事業者や生活支援コーディネーターと連携し、既存資源の活用促進をはじめとする買物支援の取組を継続します。

項 目	実 績			目 標		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
買物支援協力店掲載数 (事業者)	—	49	50	55	55	55

⑥ ごみ出し支援サービス事業

事業内容

高齢や障害等により、ごみ集積所までのごみ出しが困難な高齢者等に対し、ごみ出しの支援方法や支援体制の構築について検討を進めます。

〈現状〉

自力でのごみ出しが困難な高齢者等の親族、近所の方や訪問介護（ヘルパー）の協力でごみ出しを行われています。ただしながら、収集曜日や収集時間までに援助を受けることが難しい方からの相談もある状況です。

〈施策の方向性〉

ごみ出しに支援を要する高齢者等の現状について実施した調査の結果を基に、対象者の選定やごみ出しの支援方法について、関係各課と連携しながら整理し、事業開始に向けて協議を継続します。

視点4 安心して暮らすための仕組みの構築

① 高齢者等見守りネットワーク事業

事業内容

ア 見守りネットワーク協力事業者の登録

登録された協力事業者が日常業務内で地域の高齢者等の見守りを行うとともに、異変等を発見したときに、迅速に対応できる体制を確保します。また、協力事業者に登録証及びステッカーを交付します。

イ 行方不明高齢者等事前登録

行方不明等の不安があるとして家族等による届出を受けた対象者を事前に登録し、市、地域包括支援センター、警察署の3者で情報共有を行います。また、対象者にQRコードを付与したシールを交付することで、行方不明時の支援者との円滑な連絡体制の構築及び早期保護につなげます。

〈現状〉

平成23年度に開始した行方不明高齢者等事前登録制度に加え、令和元年度から協力事業者の募集を開始しています。また、令和2年度より登録事業者にステッカー、事前登録者にQRコードを付与したシールをそれぞれ交付し、見守り体制の拡充を図っています。

〈施策の方向性〉

民間事業者及び各種関係機関との連携を一層強化し、地域での見守り体制を強化することで、高齢になっても安心して生活できるよう支援します。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
協力事業者数(事業所)	—	2	4	4	6	8
事前登録者実人数(人)	23	29	35	40	45	50

② 食の自立支援事業

事業内容

食事の調理や調達が困難な高齢者に食事を提供することにより、食生活の改善と健康増進を図り、健康で自立した生活を支援します。

また、自立支援という観点も踏まえ、利用回数は利用者の状況や家庭環境などを調査した上で決定し、受託事業者により自宅までの配達及び安否確認を実施しています。

〈現状〉

自立支援という観点を踏まえ、利用回数は利用者の状況や家庭環境などを調査した上で決定しています。令和元年度に利用回数基準の見直しを行い、食事や見守りの支援を要する方の利用促進を図っています。

〈施策の方向性〉

食事の提供を行う本事業は高齢者の在宅生活に欠かせないものです。質・量ともに栄養バランスの取れた調理を行うことはもとより、きざみ食など利用者に配慮した食事の提供、配達時の安否確認や健康状態の把握など、高齢者のニーズに適したサービスを365日実施します。

項目		実績			見込み		
		H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
利用実人数(人)		216	215	250	250	250	250
延べ配食数 (食)	昼食	16,203	15,991	16,841	19,000	19,000	19,000
	夕食	38,183	38,383	40,535	41,000	41,000	41,000
	計	54,386	54,374	57,376	60,000	60,000	60,000

③ 緊急通報システム事業

事業内容

ひとり暮らし高齢者などが、自宅での急病や事故の際に警備会社へ通報することにより、迅速な緊急援助を提供します。

保健師などが電話による健康相談などにも応じ、高齢者の不安感の解消に努めています。

〈現状〉

利用者は施設入所などの理由から減少傾向にありますが、3か年度平均して年間70回ほどの起動員出動実績があり、利用者の不安感解消に寄与しています。

〈施策の方向性〉

高齢化、核家族化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加しています。その中で、持病や認知症による在宅生活への不安感の解消を図る取組であるため、高齢者やその支援者のニーズを踏まえ、継続して実施します。

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	175	144	165	170	170	170

④ 福祉電話事業

事業内容

所得の少ないひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で常時介護を必要とする者がいる世帯に対し、固定電話を貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

〈現状〉

利用者は施設入所などの理由から減少傾向にありますが、連絡手段を有しない高齢者の社会参加促進や緊急対応手段の確保につながっています。

〈施策の方向性〉

固定電話を貸与し、在宅で安心して生活できる環境を整備する取組であるため、今後も継続して実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数（人）	9	8	6	12	12	12

⑤ 高齢者紙おむつ等支給事業

事業内容

寝たきり等で常時失禁状態にある高齢者がいる世帯で、所得税非課税世帯を対象に紙おむつなどを支給します。

〈現状〉

紙おむつなどの支給を通じて介護者の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援しています。

〈施策の方向性〉

紙おむつなどを支給することにより、在宅生活の継続を支援する取組であることから、今後も実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
受給者数（人）	51	53	58	60	60	60

⑥ 在宅寝たきり老人等介護見舞金

事業内容

寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を在宅で介護している者に対し、在宅寝たきり老人等介護見舞金を年2回（4月、10月）支給します。

〈現状〉

居宅介護支援事業所への事業周知により、例年ケアマネジャーを通じて一定の新規申請があります。

〈施策の方向性〉

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域での生活を継続するために、家族介護者を慰労する支援であることから、今後も継続して実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
支給者数（人）	23	23	23	25	25	25

⑦ 特殊ベッド・車椅子貸出事業

事業内容

入院中の一時帰宅など、介護保険の福祉用具貸与を利用できない者に対し、一時的に特殊ベッド・車椅子を貸出すことにより福祉の向上を図ります。

〈現状〉

介護保険などのサービスで特殊ベッドや車椅子の貸与を受けることのできない方に対して福祉用具を貸し出すことで、高齢者等の在宅生活や社会参加の支援につながっています。

〈施策の方向性〉

介護保険などのサービスで貸与を受けることのできない方のニーズは常にあり、高齢者等やその家族の在宅生活を支援するため、今後も継続して実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
特殊ベッド貸出延べ人数（人）	6	1	9	6	6	6
車椅子貸出延べ人（人）	65	52	40	50	50	50

⑧ 家族介護者交流会事業

事業内容 (鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業)

家族介護者の交流と介護技術を高めることにより、介護負担の軽減を図り、高齢者の権利が守られるように支援します。

〈現状〉

令和元年度より、「家族介護者交流会」に加え、参加者を男性の介護者に限定した交流会である「男の介護塾」を開始しました。

〈施策の方向性〉

家族介護者の介護負担軽減は、在宅介護を継続する上で重要であるため、今後も推進します。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
家族介護交流会 (開催数)	6	5	5	6	6	6
男の介護塾 (開催数)	—	2	2	2	2	2

⑨ 福祉有償運送

事業内容

福祉有償運送とは、要支援・要介護認定者や身体障害者など、ひとりでは公共交通機関を利用することが困難な者に対して、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が実施する、自家用自動車による移送サービスです。

鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町の1市3町で運営協議会を設置し、適切なサービスの確保に努めています。

〈現状〉

ひとりでは公共交通機関を利用することが困難な要介護者や身体障害者などの移動手段としての役割を担っています。

〈施策の方向性〉

運営主体であるNPO法人及び社会福祉法人等による活動を広報等で支援します。

項 目	実 績			見 込 み		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
登録事業所数	3	3	3	3	3	3
利用者数（人）	79	77	80	80	80	80

⑩ 市営住宅への入居支援

事業内容

市営住宅への入居に際し、特に配慮が必要な高齢者世帯などに対し、優先的に入居できる住宅（特定目的住宅）を設けます。

また、高齢者が安心して使用できる施設整備を図ります。

〈現状〉

特定目的住宅は60戸あり、そのうち高齢者世帯向けは23戸設定しています。

〈施策の方向性〉

特定目的住宅は、計画に基づき設定を進めています。今後も適宜入居申込者のニーズや社会状況等を勘案しながら、適切に割当てていきます。

項 目	実 績			目 標		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
特定目的住宅（戸）	55	60	65	70	75	80
うち高齢者世帯向け（戸）	21	23	25	27	29	31

⑪ 「消費者被害防止」出前講座

事業内容

悪質商法の手口や防止策などについて、消費生活センターに寄せられる相談事例などを交えて情報提供することにより、高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。

〈現状〉

地域の「いきいきサロン」などに出向き、悪質商法の手口や防止策などについての啓発講座の実施や市報、ホームページ等での啓発を行っています。

〈施策の方向性〉

高齢者の消費者被害が増加・深刻化することを防ぐため、今後も継続して取り組みます。

項 目	実 績			目 標		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
開催回数（回）	6	9	2	10	10	10
参加者数（人）	206	250	40	250	250	250

⑫ 災害時への備え

事業内容

避難行動要支援者※名簿を作成し、状況把握に努めます。また、日頃からの地域の連携や防災に関する意識啓発を通して地域の防災力の向上及び避難支援体制の推進を図ります。

さらに、災害時に避難所となる公共施設についても、高齢者が安心して避難生活を送ることができるよう、環境整備に努めます。

※避難行動要支援者とは、災害時に一人で避難することが困難な方を指します。そのうち、令和元年度において本市では約8割を高齢者が占めます。

〈現状〉

避難行動要支援者の個別計画を作成に向け、関係機関と協議を行っています。

また、公共施設について、大規模改修時などに環境整備を進めています。

〈施策の方向性〉

避難行動要支援者の個別計画作成を推進します。

公共施設について、大規模改修時などに環境整備を進めます。

**基本
目標 3**

～医療・介護～

多職種連携による地域包括ケアシステムの充実

視点5 認知症高齢者支援の推進

① 認知症サポーター養成講座

事業内容

認知症サポーター（認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を支援するボランティア）を養成するための講座を市内各地で開催し、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを目指します。

市内の小中学校においても講座を開催しキッズサポーターの養成に取り組んでいます。

〈現状〉

認知症になっても高齢者が地域で生活できるよう支援するための取組であり、認知症高齢者は増加することが予想されるため、活用を推進しています。

また、認知症の理解促進などに関しては、関係機関と連携して施策の推進を図っています。

〈施策の方向性〉

認知症になっても高齢者が地域で生活できるよう支援するための取組であり、認知症高齢者は増加することが予想されるため、今後も推進します。

また、認知症の理解促進に関しては、関係機関と連携して施策の推進を図ります。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
開催数（回）	21	12	15	30	30	30
参加者数（人）	601	558	400	750	750	750

② 認知症地域支援推進員の配置

事業内容

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に関する地域の支援機関の連携や支援体制の構築等を推進する認知症地域支援推進員を配置します。

〈現状〉

認知機能低下の段階ごとに活用できる資源を集約し、必要な方につないでいます。また、認知症に関する正しい知識の普及啓発や、認知症疾患医療センターを含む医療機関、各種支援機関との連携を図り、認知症の人やその家族を地域で支える体制づくりに寄与しています。

〈施策の方向性〉

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービスをはじめとする地域の支援機関の連携を図るとともに、今後は本人発信支援の視点も踏まえ、認知症の人やその家族を地域で支える体制づくりを引き続き実施します。

③ 認知症カフェ事業**事業内容**

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有する、知識を深め合うなどにより、お互いを理解し合う場（認知症カフェ）を提供する団体等を支援し、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを目指します。

〈現状〉

取組を行う団体を把握、見える化するとともに、周知等の支援を行っています。

〈施策の方向性〉

認知症になっても、地域で生活できるよう支援するための取組であり、認知症患者は増加することが予想されるため、今後も推進します。

また、認知症の人やその家族の支援、認知症への理解促進に関しては、認知症地域支援推進員等の関係機関と連携して施策の推進を図ります。

④ 認知症初期集中支援事業**事業内容**（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

認知症となっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域での生活を続けていくために、認知症の人やその家族に対して早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築して、認知症初期集中支援を実施することを目的とし、認知症初期集中支援推進事業を実施します。

〈現状〉

地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム員を配置しています。認知症専門医と連携して、認知症の人とその家族にアセスメント、家族支援などの初期集中支援を包括的、集中的に行っています。

〈施策の方向性〉

認知症の人に対し、早期診断・早期対応を行う支援体制を整備し、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化していく必要があるため、今後も事業を推進していきます。

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
チーム対応件数	6	0	3	3	3	3
チーム員会議開催回数	11	5	5	5	5	5

⑤ 認知症相談室事業

事業内容 (鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業)

ものわすれや認知症に関する相談窓口として、「ものわすれ・よかよか相談室」を設置し、本人や家族または支援者からの悩みに対する相談や助言を行います。

〈現状〉

月2回、認知症の方やその家族を支援する専門的な資格(看護師・認知症ケア上級専門士など)を有する職員が対応しています。

〈施策の方向性〉

今後も継続して相談対応を実施します。

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
相談件数(延べ)	24	23	24	24	24	24

視点6 専門職種との連携強化

① 地域包括支援センター運営事業

事業内容

包括的支援事業

包括的支援事業は、以下の4つの事業で構成されています。

①介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント事業は、二次予防事業の対象者（主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者）が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものです。

②総合相談・支援事業

総合相談・支援事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行うものです。業務内容としては、総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握などがあります。

③権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うものです。事業内容としては、高齢者虐待の防止および対応、消費者被害の防止および対応、判断能力を欠く常況にある人への支援などがあります。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行います。

指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行うものです。

〈現状〉

平成 22 年度から市内 3 か所の事業所へ委託していましたが、平成 27 度からは、高齢者の人口状況を考慮して、市内 4 か所の事業所へ委託しています。

- ・鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター（鳥栖地区・鳥栖北地区）
- ・鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター（田代地区・基里地区）
- ・鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター（若葉地区・弥生が丘地区）
- ・鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター（麓地区・旭地区）

〈施策の方向性〉

増え続ける高齢者への支援を充実するため、地域包括支援センターの機能を強化するとともに、「自助」・「互助」の役割を一層高めた地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

また、高齢者虐待ケースや権利擁護に関する増加しているため、行政・専門職・関係機関との更なる連携が必要です。

項 目	実 績			目 標		
	H30 年度	R 元年度	R 2 年度 (見込み)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
地域ケア会議開催回数	13	9	10	10	10	10

② 地域ケア個別会議

事業内容

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。地域包括支援センターまたは市が主催し、多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析などを積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化します。

また、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりへつなげます。

〈現状〉

地域包括支援センターが主体となり、地域課題の分析及び共有を行う地区単位での地域ケア会議については、令和元年度より全センターで町区ごとに住民発信で開催要請を行う形に転換しているため、地域ケア会議の開催件数は減少しています。

地域ケア個別会議については、多様な主体が参画し、個別課題の解決に向けて連携を強化しています。

〈施策の方向性〉

高齢者の個別事例にあらわれる地域課題の抽出・分析と参加者間での共有を通して、多職種にわたる自立支援の意識の醸成、地域課題や社会資源の共有による地域包括ケアシステムの充実につなげます。

項 目	実 績			見 込 み		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
開催数（回）	20	9	4	10	10	10

③ 自立支援ケア会議

事業内容

高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの質の向上のため、総合事業対象者、要支援1、2及び要介護1のケアプランについて、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士といった専門職が自らの立場から高齢者の自立につながるようなアドバイスをを行います。さらに、これらの会議の積み重ねから地域課題を把握し、社会資源の連携を目指します。概ね毎月開催し、3事例程度検討します。

〈現状〉

全ての事業所及び介護支援専門員の資質向上に繋がるよう、令和2年度より輪番制を設けました。また、地域課題の分析を行い、取り組むべきことを明確化しました。

〈施策の方向性〉

高齢者の自立支援を推進し、地域課題の把握・共有や社会資源の連携の機能を持つ取組として今後も継続し、地域包括ケアシステムの充実を目指します。

項 目	実 績			指 標		
	H30年 度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
開催数（回）	12	10	7	11	11	11
件数（件）	29	25	21	33	33	33

④ 成年後見制度利用支援事業

事業内容

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、申立てを行うことが難しい場合で、本人の福祉の向上を図るため特に必要があるときは、市長が後見開始等の審判の申立てを行います。

また、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者に対して、後見人等への報酬の助成を行うことで高齢者の権利を擁護し生活の支援を図ります。

〈現状〉

成年後見制度利用の必要があっても、本人だけでは申立てができない状況にある高齢者を支援しており、相談は増加傾向にあります。

〈施策の方向性〉

本事業は、高齢者の権利や財産を守ることにより、その人が安心して生活を送ることを支援するものです。ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者は増加傾向にあるため、今後も継続して実施します。

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
市長申立者数 (人)	2	4	4	5	5	5
報酬助成件数 (件)	2	6	6	7	7	7

⑤ 成年後見制度利用の促進事業

事業内容

国が策定した成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）に基づき、以下の取組を推進します。

① 中核機関の設置

「成年後見制度の広報・啓発」「同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談」「同制度の利用の促進」「後見人支援等、市民後見人の養成・推進」の機能をもつ中核機関の設置準備を進めます。

② 成年後見制度の利用促進に関する協議会の設置

成年後見制度に関する実態把握調査等、成年後見制度の利用支援について審議するための、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）等から構成される協議会の設置に向けて準備を進めます。

③ 権利擁護支援のためのネットワークづくり

成年後見制度を必要な方が利用できるよう、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）等と協力関係を進め、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していきます。

※ 地域連携ネットワークとは、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割をもち、既存の保健・医療・福祉の連携に、司法も含めた連携の仕組みです。

〈現状〉

関係機関と適宜協議を行い、連携の強化を図っています。

〈施策の方向性〉

今後、国が策定した成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）に則り、以下の取組を推進します。

①権利擁護支援のためのネットワークづくり

必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関と協議を進め、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。地域連携ネットワークとは、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割をもち、既存の保健・医療・福祉の連携に、司法も含めた連携の仕組みです。

具体的には、成年後見制度の広報・啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談、後見人支援等、市民後見人の養成・推進に取り組むほか、専門職・関係機関の協力体制を構築し、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制を構築していきます。

②成年後見制度の利用促進に関する協議会の設置

市民後見の推進に向け、市民後見人の養成や支援体制、成年後見制度に関する実態把握調査等、成年後見制度の利用支援について審議するための、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)等から構成される協議会の設置に向けて準備を進めます。

③市民後見人の育成・支援体制の整備

市民後見人に対する助言・指導(監督)体制を整備します。具体的には、市民後見人候補登録者(市民後見人養成研修修了後、候補者として登録した方)が、適正かつ安定的に活動できるようバックアップ体制を整備するとともに、資質・対応力の向上に向け、登録者を対象としたフォローアップ研修の開催に向けた準備を進めます。

④成年後見制度及び成年後見センターの役割、市民後見人の周知の強化

成年後見制度を周知するためのチラシやパンフレットを、市役所をはじめ社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関窓口において設置・配布します。

また、市民後見人の有志による、成年後見制度に関する出前講座の開催に向けた準備を進めます。

⑥ 養護老人ホームへの老人保護措置**事業内容**

環境上の理由及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な者に対して、措置での入所を行い、高齢者が健康で安心した生活を送ることができるよう支援します。

〈現状〉

経済的な困窮等で施設入所ができず、親族の支援も受けられない高齢者は増加しており、それに伴い、相談件数も増えています。

〈施策の方向性〉

環境面、経済面の理由から、居宅での生活が困難な高齢者を把握し、保護措置をすることで生活改善へつなげています。今後も各関係機関と連携し、対象者の把握及び適切な措置対応に取り組めます。

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
措置者数(人)	37	34	40	42	44	46

⑦ 高齢者虐待相談対応事業

[追加]

事業内容 (鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業)

佐賀県社会福祉士会及び佐賀県弁護士会と連携し、高齢者虐待・権利擁護業務の適切な実施を図るため、「鳥栖地区広域市町村圏組合高齢者虐待専門職チーム」を編成します。

〈現状〉

市及び地域包括支援センターが実施する高齢者虐待・権利擁護業務における必要時に、「鳥栖地区広域市町村圏組合高齢者虐待専門職チーム」の派遣を要請し、適切な業務実施を促しています。

〈施策の方向性〉

権利擁護業務の質の向上及び高齢者虐待防止・対応体制の実行性の確立に資する事業であるため、今後も継続して実施します。

項目	実績			見込み		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
個別相談件数	21	7	20	20	20	20
ケース検討会議開催件数	5	3	4	4	4	4

⑧ 在宅医療・介護連携推進事業

事業内容（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

高齢者が住み慣れた地域で必要な医療及び介護を受け安心して自分らしい生活が継続できるよう、地域の医療従事者及び介護従事者等が、在宅医療と介護の連携を推進することで、高齢者及びその家族への効果的な支援体制の強化を図ります。

〈現状〉

協議会を年2～3回開催し、医療・介護従事者等の連携強化及び情報共有、研修会の企画等を行っています。

また、退院調整ルール検討会を設置し、令和元年5月より、「鳥栖三養基地区版退院調整ルール」の本運用を開始しました。

〈施策の方向性〉

在宅医療・在宅介護の連携は、住み慣れた地域で高齢者が暮らし続けるために必要であるため、研修会等を継続して行い、医療・介護従事者及び地域住民への普及啓発を継続していきます。

項目	実績			目標		
	H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
協議会開催数（回）	6	3	2	2	2	2
研修会開催数（回）	2	2	2	2	2	2

第5章

計画の推進体制

1. 各種関係機関との連携及び計画の推進体制

(1) 各種関係機関との連携

①地域包括支援センター及びサービス提供事業者などとの連携

介護保険や高齢者福祉に関するサービスの提供を行うサービス提供事業者との連携は、地域包括ケアシステムの構築や高齢者の自立支援など、本計画の推進において欠かせないものです。また、一人ひとりの高齢者に対するこれらのサービスの全体調整は、地域包括支援センターが担っているため、同センターとの連携もまた重要です。

このため、地域包括支援センターを中心とし、市、サービス提供事業者間の連携や情報共有を密にすることを目的とする、連携会議や地域ケア会議をさらに充実させます。

②医療機関などとの連携

地域包括ケアシステムの構築、介護予防、健康づくりなどにおいて、医療機関との連携や協力体制の構築は欠かせないものです。今回の介護保険制度改正で在宅医療・介護連携の推進が定められたこともあり、連携をさらに深め、適切な保健・医療・福祉体制の充実を図ります。

③行政内部での関係部門との連携体制

高齢者が、住み慣れた地域で安心した生活を継続して送るためには、保健・医療・福祉分野間はもちろん、これらの分野以外の部署との連携が必要です。幅広く庁内関係部署との連携体制を強化し、高齢者に関わる施策の円滑な実施に努め、効率的で柔軟な地域づくりを支援します。

④地域の関係団体との連携強化

高齢者が地域社会で自立した生活を送るには、家族や高齢者福祉などのサービス提供事業者だけでなく、地域住民、民生委員・児童委員連絡協議会、社会福祉協議会、まちづくり推進協議会、老人クラブ、婦人会、各種ボランティアグループ、NPO団体などとの密接な連携を形成することが必要です。

これらの組織・団体がより自主的・自発的に活動できるよう、組織づくりや活動を支援するとともに、地域包括ケアシステムの構築を進めることで、その連携・協力体制をより一層強化します。

⑤広域圏組織との連携

鳥栖地区広域市町村圏組合や県と十分に協力、連携をとり、高齢者への充実したサービス提供と支援を行います。

(2) 計画の推進体制

健康福祉みらい部を中心に各部局連携のもと、施策（事業）ごとの目標への達成状況を点検・分析し、計画に沿ったものになっているかどうか確認を行いながら、計画の適切な進捗管理を行います。

また、計画の周知を積極的に進めるとともに、計画に記載している事業などの推進のあり方について、必要に応じて検討を行います。